

こころの健康センター所報

令和6年度



さいたま市PRキャラクター



さいたま市こころの健康センター

はじめに

さいたま市こころの健康センターは、さいたま市が政令指定都市になった平成15年4月に精神保健福祉センターとして開設され、これまで多くの方々にお力添えいただき、今年4月で開設22周年を迎えることができました。ここに、令和6年度の取り組みを所報としてまとめましたので、皆様にお届けします。

本市では令和3年4月から総合振興計画として、「2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」がスタートしており、令和6年度も引き続き、このプランの実施計画に掲げられている「メンタルヘルスの推進」、「ひきこもり対策の推進」、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」の三事業を柱として取り組みました。

「メンタルヘルスの推進」では、多様かつ複合的な原因及び背景を有する自殺への対策として、ゲートキーパー養成等の人材育成、市民向け講演会や情報発信等の普及啓発、専門相談員による相談支援、自殺未遂者支援としての自殺対策医療連携事業を実施しました。

「ひきこもり対策の推進」では、ひきこもり相談センターにおける相談支援、市民向け講演会や情報発信等の普及啓発、地域支援者養成等の人材育成、地域連携を目的としたひきこもり対策連絡協議会を実施し、ひきこもり支援に取り組みました。

「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」の一環として行う「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」では、平成31年4月より見沼区・緑区で開始し、令和3年度より対象区域を2区ずつ拡大して、令和6年度に市内全10区での実施体制が整いました。今後も引き続き、保健、医療、福祉等の関係機関による連携のもと、精神科医師、精神保健福祉士、保健師、看護師等の多職種の協働により、訪問等の支援を行います。

当センターは、これからも市民の皆様のこころの健康の保持と増進に努め、本市の精神保健福祉の向上のために、積極的に課題に取り組み、関係機関との連携を図りながら活動していきたいと思えます。引き続き皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

令和7年10月

さいたま市こころの健康センター
所長 久保 巨樹

目 次

I こころの健康センター概要

1 沿革	1
2 機構	2
3 職員構成	2
4 事業体系図	3

II 事業概要

第1章 技術支援

1 概要	4
2 関係機関に対する技術支援	4
3 精神保健福祉士の区役所派遣事業	5
4 さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業	6

第2章 人材育成

1 概要	8
2 研修実績	
（1）基礎研修	9
（2）専門研修	11
（3）地域支援研修	12
（4）講師派遣依頼による研修	16
（5）スーパービジョン	18

第3章 普及啓発

1 概要	20
2 こころの健康セミナー	20
3 自殺対策に関する講演会	20
4 災害時の心のケア等に関する普及啓発	20
5 講師派遣依頼等による講演会	21
6 刊行物等	22

第4章 調査研究

1 さいたま市精神障害者訪問支援事業の実践報告 ～アウトリーチから地域包括ケアへ～	23
--	----

第5章 精神保健福祉相談

1 概要	26
2 個別相談	26
3 こころの電話	33

第6章	組織育成	
1	概要	35
2	さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会	35
第7章	自殺対策推進事業	
1	概要	36
2	自殺対策医療連携事業（GPEネット事業）	36
3	普及啓発	39
4	研修（第2章 人材育成 2 研修実績 参照）	40
5	自殺対策関連 個別相談会	40
6	若年層対策事業	40
第8章	依存症対策事業	
1	概要	41
2	個別相談会	41
3	グループ事業	42
4	普及啓発	43
5	研修（第2章 人材育成 2 研修実績 参照）	43
6	技術支援	44
7	地域連携	44
第9章	ひきこもり対策推進事業	
1	概要	45
2	ひきこもり相談センター	45
3	グループ事業	49
4	リレートサポーター養成研修	51
5	リレートサポーター訪問等事業	51
6	リレートサポーターフォローアップ研修	52
7	普及啓発	52
8	研修（第2章 人材育成 2 研修実績 参照）	52
9	技術支援	52
10	ひきこもり対策連絡協議会	53
第10章	子どもの精神保健相談室	
1	概要	54
2	個別相談	54
3	グループ事業	56
4	子どもの心理教育プログラム	58
5	研修（第2章 人材育成 2 研修実績 参照）	58
6	普及啓発	59

第 11 章	精神医療審査会に関する事務	
1	概要	60
2	開催状況	60
3	審査状況	61
第 12 章	精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療費（精神通院医療）支給の判定に関する事務	
1	概要	62
2	開催状況	62
3	判定状況	62
第 13 章	こころの健康センター運営協議会	
1	概要	64
2	協議会の構成	64
3	開催状況	64

Ⅲ 資料編

1	さいたま市こころの健康センター条例	65
2	さいたま市精神医療審査会運営要綱	67
3	さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療費支給判定委員会運営要領	74
4	さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱	76
5	さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱	77
6	さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議設置要綱	80
7	さいたま市こころの電話相談員設置要綱	82
8	さいたま市ひきこもり対策連絡協議会設置要綱	84
9	さいたま市リレートサポーター委嘱等に関する要領	87
10	さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱	89
11	さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業実施要綱	91

凡 例

- 1 研修講師等の所属団体名、役職等は開催当時のものとする。
- 2 Ⅲ資料編は発行日現在、最新のものとする。
- 3 研修講師が当センター職員の場合、原則として職名のみの記載とする。
- 4 敬称は略す。

I こころの健康センター概要

1 沿革

平成13年度

- 5月 3市（旧浦和、旧大宮、旧与野）合併により「さいたま市」誕生
保健衛生部健康増進課内に、精神保健福祉センター準備担当（事務職2名）を配置
- 10月 第1回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議
- 11月 第2回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議
- 1月 精神保健福祉センター準備担当に事務職1名を増員
第3回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議

平成14年度

- 4月 保健衛生部に保健施設準備室設置（埼玉県自治会館内）
精神保健福祉センター準備担当に事務職4名、精神保健福祉士4名、保健師2名を配置
- 5月 埼玉県立精神保健福祉センター等における実務研修を開始（5月～12月）
- 6月 第4回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議（最終回）
- 10月 精神保健福祉センター準備担当に精神科医師1名を配置
こころの健康センター改修工事完了
- 12月 精神保健福祉センター準備担当が、こころの健康センター開設予定地へ移転
- 3月 こころの健康センター内覧会の開催

平成15年度

- 4月 さいたま市が政令指定都市に移行
こころの健康センター開設（職員12名体制）
※精神科医師1名、精神保健福祉士5名、保健師2名、心理1名、事務職3名
- 10月 精神科医師1名を増員（職員13名体制）

平成17年度

- 5月 さいたま市と岩槻市が合併

平成19年度

- 7月 こころの健康センター内に「子どもの精神保健相談室」を設置

平成24年度

- 1月 こころの健康センター内に「ひきこもり相談センター」を設置

平成29年度

- 2月 こころの健康センターが、子ども家庭総合センター開設予定地へ移転
- 4月 子ども精神保健相談係を設置

平成30年度

- 4月 子ども家庭総合センター開設
- 10月 こころの健康センターが依存症相談拠点機関に選定

令和3年度

- 4月 地域支援係を設置

（令和7年3月31日現在）

2 機構

(令和7年3月31日現在)

所 長 (事務)	管理係（5名）					
	係 長（事務）	1名	主 査（事務）	1名		
	主 査（精神保健福祉士）	1名	主 任（事務）	1名		
	主 事（事務）	1名				
	精神保健福祉係（12名）					
	係 長（保健師）	1名	主 査（精神保健福祉士）	3名		
	主 査（保健師）	1名	主 任（精神保健福祉士）	2名		
	主 事（精神保健福祉士）	2名	主 事（心理）	2名		
	保 健 師	1名				
	地域支援係（8名）					
	係 長（精神保健福祉士）	1名	主 査（精神保健福祉士）	1名		
	主 任（精神保健福祉士）	3名	主 事（精神保健福祉士）	3名		
	子ども精神保健相談係（5名）					
	係 長（保健師）	1名	主 査（保健師）	1名		
	主 任（精神保健福祉士）	1名	主 任（心理）	1名		
	主 事（精神保健福祉士）	1名				
	所長補佐（医 師）	1名	専門幹（保健師）	1名		
	医 師	1名				

※所長補佐（医師）及び医師は他部署との兼務

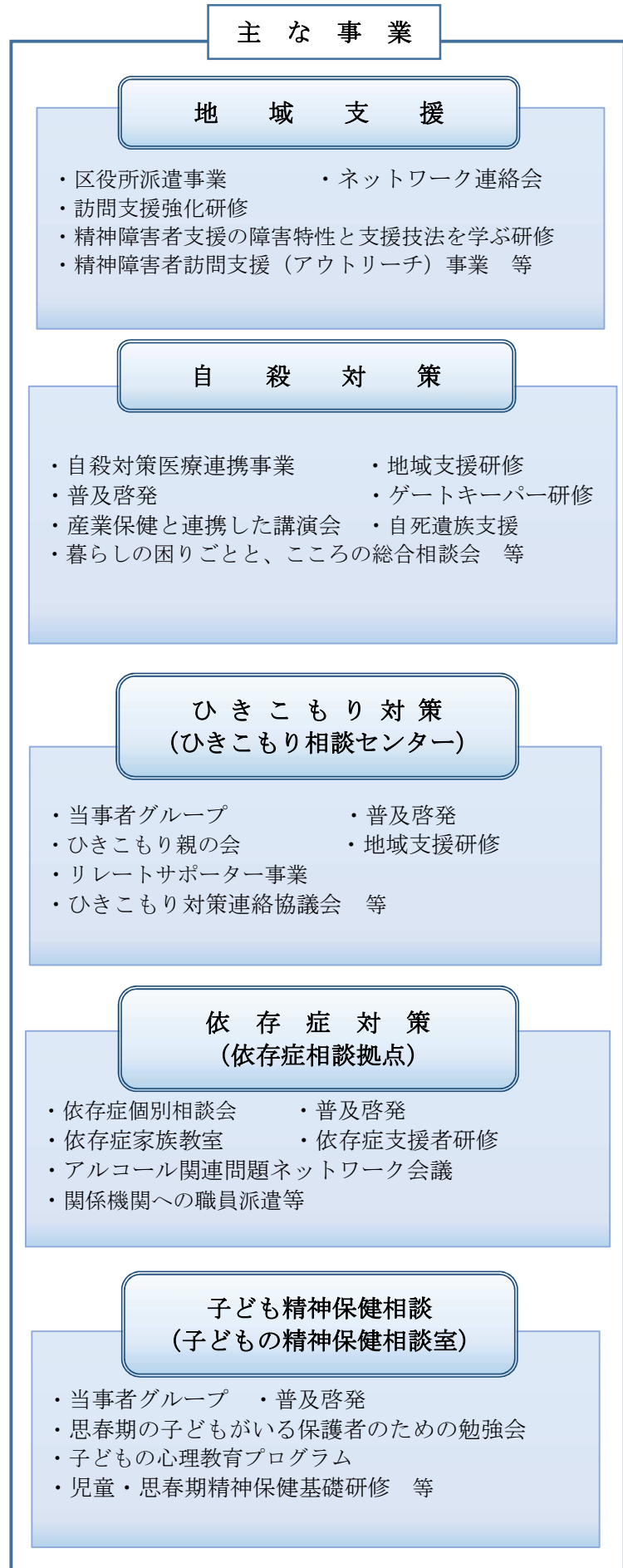
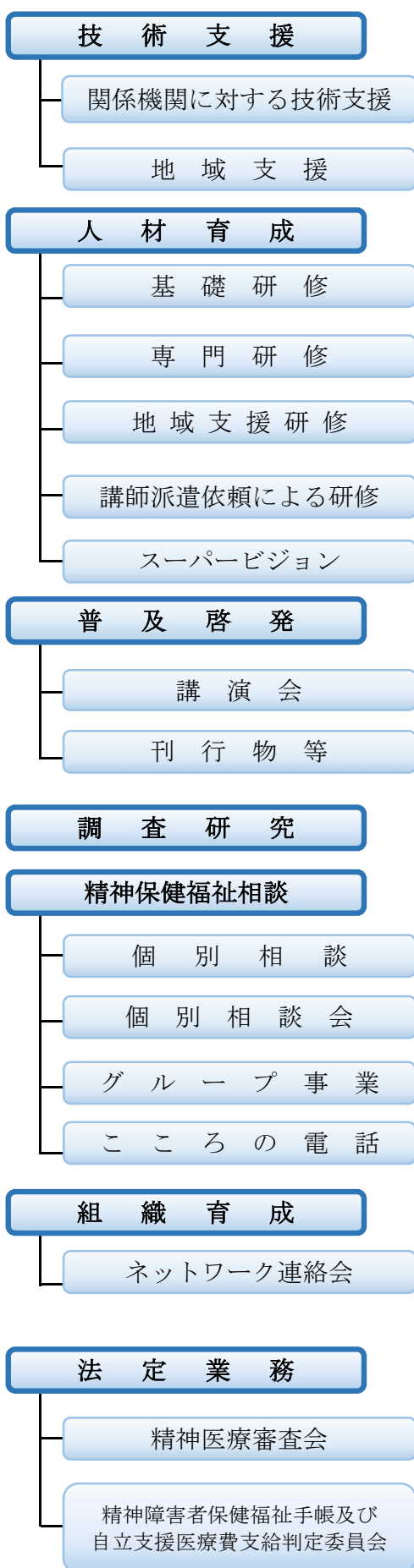
3 職員構成

(令和7年3月31日現在)

係名	医師	保健師	精神保健福祉士	心理	事務	合計
	2	1			1	4
管理係			1		4	5
精神保健福祉係		3	7	2		12
地域支援係			8			8
子ども精神保健相談係		2	2	1		5
合 計	2	6	18	3	5	34

※上記34名のほか、8名の会計年度任用職員が在籍

4 事業体系図



Ⅱ 事業概要

第1章 技術支援

1 概要

地域精神保健福祉活動を推進するため、関係機関に対し職員の派遣等によりコンサルテーション（助言・指導）を行っている。

また、依頼に基づき、精神保健福祉に関連する事例検討会（ケースカンファレンス）や会議等へ講師派遣を行っている。

平成26年度より開始した精神保健福祉士の区役所派遣事業は、平成28年度に全区派遣を達成し、以降継続している。

2 関係機関に対する技術支援

関係機関におけるケースカンファレンス等への参加や個別での相談に応じ、専門的立場から当該機関のケース処遇に協力した。

（単位：回）

機 関	コンサルテーションＣＣ※等
保健所	0
保健センター	0
福祉事務所	2
教育機関	2
医療機関	40
児童相談所	3
子ども家庭総合センター内機関	0
保護観察所	48
依存症関連機関	8
若者自立支援ルーム	3
その他	40

※ＣＣ：ケースカンファレンス（以下、表中において同じ）

3 精神保健福祉士の区役所派遣事業

区役所における精神保健福祉に関する相談に対応するため、精神保健福祉士を各区役所に派遣し、専門的な立場から技術支援を行っている。

区役所職員からの相談に応じ、面接や訪問の同席、同行、ケースカンファレンス等への出席、関係機関との連絡調整、区役所等主催の研修講師を行っている。

令和6年度は、週1・5日は南区役所と北区役所へ、週1日は大宮区役所・見沼区役所・浦和区役所へ精神保健福祉士を派遣し、また、西区役所・中央区役所・桜区役所・緑区役所・岩槻区役所へ週1回半日の出張支援を行った。

相談機関別件数

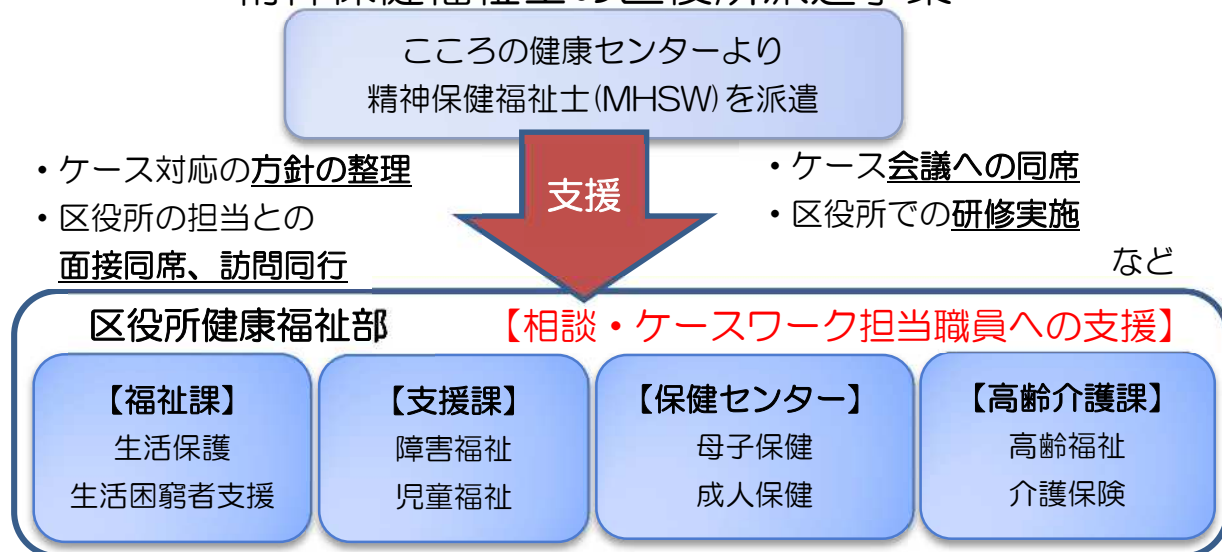
① 実人数 (単位：人)

機関	実人数
福祉課 (福祉まるごと相談 窓口含む)	263
支援課	17
高齢介護課	10
保健センター	18
保健所	2
その他	6
合計	316

② 延べ件数 (単位：件)

機関	相談	面接	訪問	電話 相談	合計
福祉課 (福祉まるごと相談 窓口含む)	555	243	270	133	1,201
支援課	29	35	17	61	142
高齢介護課	19	0	5	10	34
保健センター	26	6	8	27	67
保健所	6	1	4	3	14
その他	17	4	9	67	97
合計	652	289	313	301	1,555

精神保健福祉士の区役所派遣事業



市民にとって身近な区役所で、より迅速で専門的な
相談を受けることができるようになることを目指す

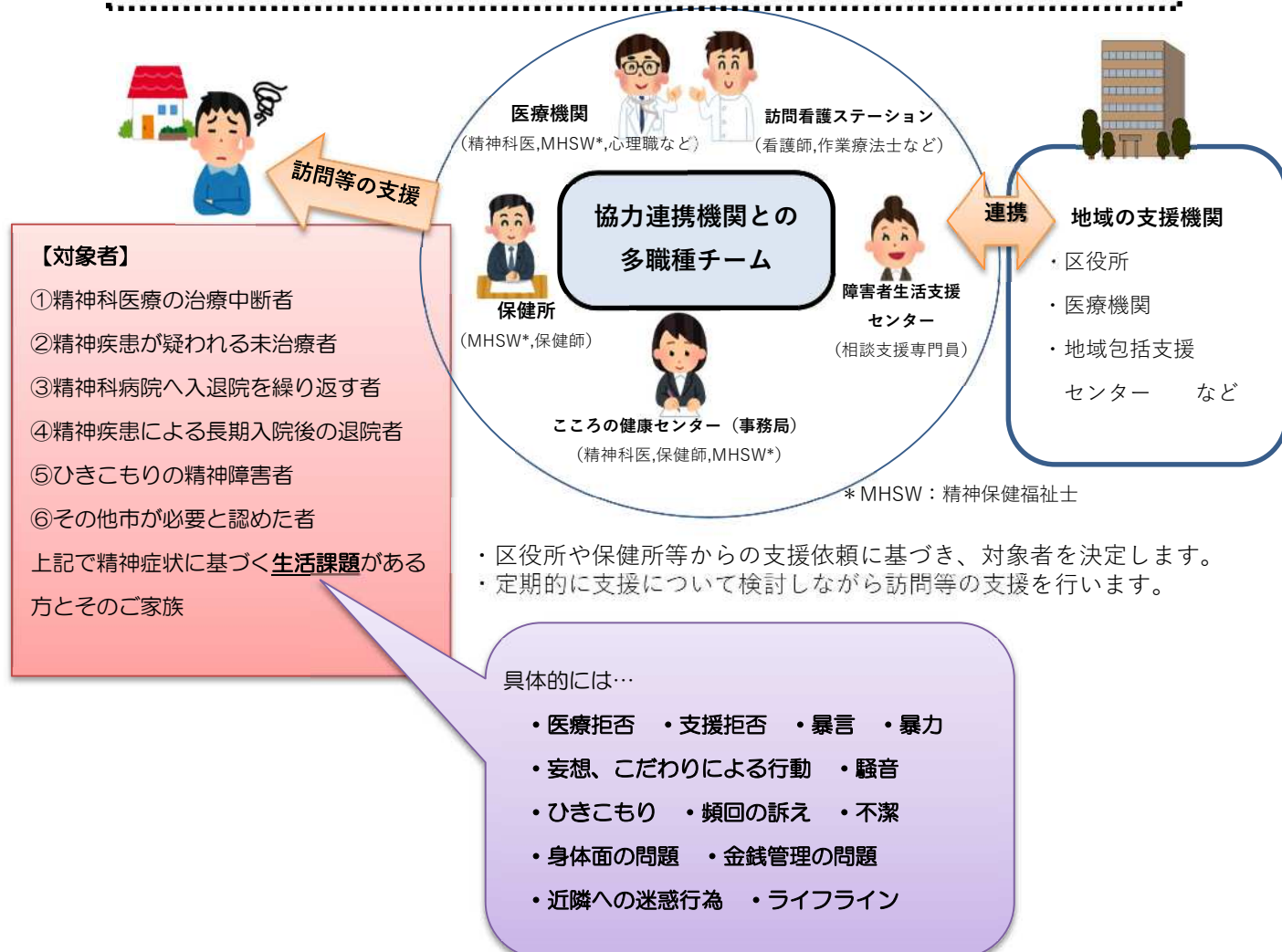
4 さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

平成31年4月より、見沼区・緑区をモデルエリアとして「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業」を開始した。令和3年4月より見沼区・緑区・北区・南区において「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」を開始した。その後、毎年度2区ずつ対象エリアを広げ、令和6年度10区において支援体制を整えた。

本事業は、未受診・医療中断等により日常生活に困難が生じている精神障害者及びその家族等を支援対象とし、訪問支援にあたっては、地域の協力連携機関と多職種・多機関によるケア会議を定期的に行い、支援方針を検討しながら、対象者の状態に合わせて職種を選定し、訪問支援を行っている。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

精神障害者の方が、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れるように、保健・医療・福祉の多職種チームが訪問等で本人やご家族の支援を行います。



(1) ケア会議開催実績

令和4年度	令和5年度	令和6年度
16回	18回	12回

(2) 対象者数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	14人 (うち1人終了)	16人 (うち3人終了)	17人 (終了者なし)

(3) 支援実績

・延べ件数

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問	322	384	312
面接	23	21	13
電話	99	170	40
手紙	6	14	11
メール	43	22	17

・訪問実件数

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協力連携機関との訪問	123	112	124
再（医師同行の訪問）	(53)	(28)	(71)
事務局のみの訪問	101	142	83
協力連携機関のみの訪問	0	23	14
訪問件数 合計	224	277	221

第2章 人材育成

1 概要

本市の精神保健福祉に関する相談窓口は、当センターのほか、保健所や各区役所の保健センター、福祉事務所等がその役割を果たしている。当センターでは、それら関係機関の職員をはじめ、地域対象に、精神保健福祉に関する援助技術向上を目的として日常の相談業務に必要な基礎知識・専門的知識等の習得を図る各種研修を実施している。研修体系は、次に示すとおりである。

【研修体系】

(1) 基礎研修

- ① 精神保健福祉基礎研修
- ② 児童・思春期精神保健基礎研修

(2) 専門研修

- ① 精神保健福祉専門研修Ⅰ
- ② 精神保健福祉専門研修Ⅱ
- ③ 精神保健福祉専門研修Ⅲ
- ④ 精神保健福祉専門研修Ⅳ

(3) 地域支援研修

- ① 自殺対策地域支援研修
- ② ゲートキーパー研修
- ③ 依存症支援者研修
- ④ ひきこもり対策推進事業地域支援研修
- ⑤ 訪問支援強化研修
- ⑥ 精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修

(4) 講師派遣依頼による研修

(5) スーパービジョン

- ① 依存症職場内職員研修
- ② ひきこもり相談センター職場内職員研修
- ③ 子どもの精神保健相談室職場内研修
- ④ 精神保健福祉相談スーパービジョン

2 研修実績

(1) 基礎研修

① 精神保健福祉基礎研修

保健センターや福祉事務所等の精神保健福祉相談業務に携わる本市職員を対象に、相談に係る基礎知識の習得や技術の向上などを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
4 月 26 日 (金)	講義 「こころの健康センター事業案内」 講師 保健師	子ども家庭総合センター	53 名
	講義 「精神疾患の基礎知識」 講師 医師		
	講義 「自殺関連・自傷行為の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「依存症の相談に関する基礎知識」 講師 保健師		
	講義 「発達障害の基礎知識・発達障害者への支援と障害者総合支援センターの業務内容について」 講師 障害者総合支援センター 発達障害者支援係長(心理) 中尾 賢史 主任(福祉) 森居 深雪		
4 月 30 日 (火)	講義 「精神保健相談のすすめ方について」 講師 精神保健福祉士		51 名
	講義 「子どもの精神保健相談室について、思春期の相談に関する基礎知識」 講師 保健師		
	講義 「保健所 精神保健課の業務について」 講師 保健所 精神保健課主任(精神保健福祉士) 森川 麻衣		
	講義 「ひきこもりの相談に関する基礎知識」 講師 保健師		
	講義 「地域支援系の事業について、医療観察法について」 講師 精神保健福祉士		

② 児童・思春期精神保健基礎研修

保健センターや福祉事務所等の精神保健福祉相談業務に携わる本市職員、市内の関係機関職員等を対象に、児童・思春期の精神保健に関する基礎的な知識及び技術の習得、並びに支援技術の向上を目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
8 月 22 日 (木)	講義 「アタッチメント」 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏	子ども家庭総合センター	53 名
	講義 「児童・思春期の心理」 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏		
	講義 「児童・思春期のメンタルヘルス」 講師 子ども家庭総合センター 所長 医師 加藤 郁子		
	講義 「境界線～安心・安全な支援者になるために～」 講師 保健師		
8 月 23 日 (金)	講義 「思春期のこころの課題 ～機能不全家族や自傷・自殺などの視点から～」 講師 保健師		46 名
	講義 「トラウマインフォームドケア」 講師 子ども家庭総合センター 所長 医師 加藤 郁子		
	講義 「家族や子どもの相談の受け方」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「アセスメントと支援の実際」 講師 心理		

(2) 専門研修

保健センターや福祉事務所等の精神保健福祉相談業務に携わる本市職員、市内の関係機関職員等を対象に、相談に係る専門的知識の習得を目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
6 月 25 日 (火)	精神保健福祉専門研修Ⅰ 講義・実技 「マインドフルネスを体験しよう」 講師 医師	子ども家庭総合センター	25 名
8 月 30 日 (金)	精神保健福祉専門研修Ⅱ 講義・グループワーク 「多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり :クラスに1～2人はいるかもしれない性的マイノリティ」 講師 特定非営利活動法人SHIP 宮島 謙介 氏		52 名
11 月 7 日 (木)	精神保健福祉専門研修Ⅲ 講義 「CAREワークショップ」 講師 総合教育相談室 主査(心理) 小畑 香子 主任(心理) 原 健太郎 他		28 名
11 月 28 日 (木)	精神保健福祉専門研修Ⅳ 講義・グループワーク 「子どもの『死にたい』を考える」 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏		52 名
2 月 10 日 (月)から 3 月 12 日 (水)まで	精神保健福祉専門研修Ⅳ (動画研修) 講義 「子どもの『死にたい』を考える」 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏	動画 配信	125 名

(3) 地域支援研修

① 自殺対策地域支援研修

地域の医療機関・支援機関等、地域の保健・医療・福祉分野の支援者を対象に、資質の向上を目的として自殺対策に関する研修を実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
8月6日(火)	講義 「さいたまチャイルドラインの取り組みから考える 子ども・若者支援」 講師 特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン 代表理事 太田 久美 氏	子ども家庭 総合センター	47 名

② ゲートキーパー研修

ゲートキーパー養成研修

精神保健福祉相談業務に携わる本市職員や、地域包括支援センター等関係機関職員を対象に、自殺の危機にある方へ早期対応できる中心的役割を果たす人材育成を目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
7月31日(水)	講義 「ゲートキーパースキルワークショップ」 ～自殺危機初期介入スキルワークショップ～ 講師 保健師・精神保健福祉士	ときわ会館	21 名
10月11日(金)		子ども家庭 総合センター	19 名

市職員向けゲートキーパー入門研修

市民の自殺予防を図るために、多くの本市職員が自殺の危機にある人に気づき、ゲートキーパー(門番)として初期介入できるようになることを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	開催方法	受講者数
11月1日(金)から 3月14日(金)まで	講義 「市職員向けゲートキーパー入門研修 ～悩んでいる人に気づき、つなぎ、見守るために～」 講師 心理	動画配信	247 名

消防局職員向けゲートキーパー研修

日常的に緊急対応にあたる消防局職員が、精神的な悩みを抱える方への初期介入の基本を学ぶことにより、市民や同僚の精神的な悩みや自殺の危機に適切な対応が行えることを目的とし実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
11 月 21 日(木)	講義 「消防職員向けゲートキーパー研修」 講師 精神保健福祉士	六辻公民館	23 名

③ 依存症支援者研修

地域で依存症支援に関わる支援者を対象に、依存症支援の質的向上及び関係機関同士の連携を強化することを目的として実施した。

(1) 依存症支援者研修会

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
10 月 24 日(木)	講義 「依存症の治療と支援」 講師 医療法人秀山会 白峰クリニック 精神科医 池内 寛昌 氏	子ども家庭総合センター	30 名
	講義 「本人をどのように理解するか～“依存症”に捉われない本人・家族支援～」 講師 浦和まはろ相談室 代表 精神保健福祉士 高澤 和彦 氏		
	事例検討 「みんなの知恵を結集しよう～PCAGIP法による事例検討体験」 講師 浦和まはろ相談室 代表 精神保健福祉士 高澤 和彦 氏		

(2) アルコール関連問題ネットワーク研修

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
12 月 16 日(月)	事例検討 「語ろう、アルコール支援」 講師 精神保健福祉士	子ども家庭総合センター	30 名

※アルコール関連問題ネットワーク会議と同時開催

(第 8 章 依存症対策事業 7 地域連携 参照)

④ ひきこもり対策推進事業地域支援研修

地域の支援者が、ひきこもり支援に関する適切な知識を深め、相談支援技術の向上、円滑な関係機関連携を図ることにより、ひきこもり支援体制を充実させることを目的として実施した。

テーマ	不登校・ひきこもりの理解と支援について～安心安全な環境を整える～		
開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
2 月 17 日 (月)	講義 「不登校・ひきこもりの理解と支援を考える ～神経発達症(発達障害)に着目した支援の視点～」 講師 特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ 臨床心理士・公認心理師 喜多見 学 氏	子ども家庭総合センター	24 名
	事例検討（グループワーク）		

⑤ 訪問支援強化研修

「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」に向けた関係者研修として、「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」に関わる関係機関の職員を対象に実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
10 月 10 日 (木)	内容 事例検討、講義 講師 こころのホームクリニック世田谷 精神科医 伊勢田 堯 氏	子ども家庭総合センター	12 名
2 月 13 日 (木)			15 名
1 月 9 日 (木)	講義 「対話的技術向上のための学びと実践 ～オープンダイアログにふれてみよう～」 講師 だるまさんクリニック 精神科医 西村 秋生 氏		20 名

⑥ 精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修

さいたま市内の指定特定相談支援事業所に従事している相談支援専門員を対象に、障害者分野、介護分野の双方に対し、精神障害の特性に応じた適切な支援が提供できる地域支援従事者を養成することを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
4 月 26 日 (金)	講義 「本研修の目的と精神障害者の総論的理解」 講師 精神保健福祉士	子ども家庭総合センター	15 名
	講義 「精神疾患の基礎知識」 講師 医師		
	講義 「自殺関連・自傷行為の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「依存症の相談に関する基礎知識」 講師 保健師		
	講義 「発達障害の基礎知識・発達障害者への支援と障害者総合支援センターの業務内容について」 講師 障害者総合支援センター 発達障害者支援係長(心理) 中尾 賢史 主任(福祉) 森居 深雪		
5 月 2 日 (木)	講義 「当事者の思い(サービス利用の観点から)」 講師 公益社団法人やどかりの里やどかり情報館(当事者)	子ども家庭総合センター	15 名
	講義 「社会資源と連携について」 講師 見沼区障害者生活支援センターやどかり 所長 三石 麻友美 氏		
	講義 「グループワーク(当事者の思い、社会資源と連携を受けて)」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「グループワーク(事例検討)」 講師 精神保健福祉士		

(4) 講師派遣依頼による研修

関係機関等からの依頼に基づき、講師として職員を派遣し精神保健福祉に関連する研修会等を行った。

開催日	事業名・テーマ等	依頼元	講師
4月25日(木)	出前講座 「あなたもゲートキーパー ～誰もがができる自殺予防～」	見沼区民生委員・児童委員 高齢福祉部会	精神保健 福祉士 外1名
5月27日(月)	見沼区福祉課新任ケースワーカー研修 「事業説明」	見沼区福祉課	精神保健 福祉士
5月29日(水)	北区健康福祉部新任職員研修 「事業説明」	北区福祉課	精神保健 福祉士 外1名
6月28日(金)	大宮区福祉課新任ケースワーカー研修 「事業説明・精神疾患について」	大宮区福祉課	精神保健 福祉士 外1名
7月4日(木)	緑区福祉まるごと相談窓口内部研修 「ひきこもりについて」	緑区福祉課	精神保健 福祉士
7月8日(月)	精神セミナー 「精神障害に関する研修会」	特定非営利活動法人 市民後見センター さいたま	精神保健 福祉士 外1名
7月9日(火)	保健所事例検討会 「事例検討」	保健所精神保健課	医師 外1名
7月18日(木)	出前講座 「あなたもゲートキーパー ～誰もがができる自殺予防～」	大砂土東地区社会福祉協 議会 高齢者サロンプールハイツ	精神保健 福祉士 外1名
7月18日(木)	西区民生委員・児童委員協議会 生活援護部会研修会 「精神疾患に係る知識と関わり方」	西区民生委員・児童委員 生活援護部会	精神保健 福祉士 外1名
7月18日(木)	新任地域保健従事者研修 「他職種を理解しよう」	保健所管理課	精神保健 福祉士
7月22日(月)	学校カウンセリング応用研修 「自傷行為への理解と対応」	教育委員会 総合教育相談室	保健師 外1名
8月22日(木)	北区福祉課実習生向け研修 「事業説明」	北区福祉課	精神保健 福祉士
9月5日(木)	緑区保健センター内研修 「事業説明・境界線とセルフケア」	緑区保健センター	精神保健 福祉士 外1名
9月20日(金)	ケアマネジャー向け勉強会 「アルコール依存の支援方法について」	シニアサポートセンター 緑水苑	精神保健 福祉士 外1名

開催日	事業名・テーマ等	依頼元	講師
10月24日(木)	ユースアドバイザー・スキルアップ研修 「ひきこもりの理解と支援について」	子ども・青少年政策課	保健師 外1名
11月11日(月)	中央区児童福祉部会研修会 「思春期の子どもの心の相談」	中央区民生委員・児童委員 児童福祉部会	保健師 外1名
11月12日(火)	早稲田医療技術専門学校保健学科 臨地実習 「精神保健の支援・保健師の活動 について」	早稲田医療技術専門学校 保健学科	保健師 外1名
11月14日(木)	桜区福祉課内研修 「事業説明」	桜区福祉課	精神保健 福祉士
12月23日(月)	見沼区保健センター内研修 「事業説明」	見沼区保健センター	精神保健 福祉士
1月 (オンライン)	さいたま市保健主事研修会 「性感染症について ～境界線を踏まえて～」	教育委員会健康教育課	保健師
2月11日(火)	埼玉中央断酒新生会 第11回市民公開セミナー in さいたま 『依存症者の回復と家族』 「さいたま市こころの健康センターの 取り組み事例」	埼玉中央断酒会	精神保健 福祉士 外1名
2月19日(水)	子どもケアホーム所属精神保健福祉士の 研修 「こころの健康センター、自殺の現状と 自殺対策推進事業、GPEネット事業に ついて」	子ども家庭支援課	精神保健 福祉士 外2名
2月26日(水)	北区福祉課内研修 「精神疾患について」	北区福祉課	精神保健 福祉士 外1名
3月12日(水)	総合相談員研修 「こころの健康センター概要説明」	子ども家庭総合センター 総務課	保健師 外1名
3月17日(月)	北区保健センター支援者支援 「大きな出来事にあったときのこころの ケア」	北区保健センター	保健師 外1名
3月19日(水)	ケアマネサロン 「精神疾患のある方への支援、どこに相 談したらいいの？」	シニアサポートセンター 白菊園	精神保健 福祉士

(5) スーパービジョン

各相談支援における、当センター職員の知識と技術の向上を目的とし、事例検討、研修会等を実施した。

① 依存症職場内職員研修

開催日	内 容 ・ 講 師	受講者数
5 月 30 日(木)	内容 アルコール問題のアセスメント (AUDIT) 講師 学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 精神保健福祉士 岡崎 直人 氏	10 名
9 月 30 日(月)	内容 事例検討 講師 学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 精神保健福祉士 岡崎 直人 氏	7 名
11 月 13 日(水)	内容 「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の理解 講師 学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 精神保健福祉士 岡崎 直人 氏	8 名
2 月 10 日(月)	内容 事例検討 講師 学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 精神保健福祉士 岡崎 直人 氏	13 名

② ひきこもり相談センター職場内職員研修

開催日	内 容 ・ 講 師	受講者数
8 月 26 日(月)	内容 事例検討 講師 特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ 臨床心理士・公認心理師 喜多見 学 氏	13 名
3 月 3 日(月)	内容 事例検討 講師 白峰クリニック 名誉院長 精神科医 比嘉 千賀 氏	12 名

③ 子どもの精神保健相談室職場内研修

開催日	内 容 ・ 講 師	受講者数
9 月 25 日 (水)	内容 子どもの精神保健に関する事例検討 講師 児童精神科医 犬塚 峰子 氏	8 名
1 月 22 日 (水)		6 名
8 月 28 日 (水)	内容 グループ事業運営に関する助言・事例検討等 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏	7 名
3 月 5 日 (水)		4 名

④ 精神保健福祉相談スーパービジョン

開催日	内 容 ・ 講 師	受講者数
5 月 29 日 (水)	内容 事例検討 講師 子ども家庭総合センター 所長 医師 加藤 郁子	13 名
7 月 17 日 (水)		10 名
10 月 28 日 (月)		10 名
11 月 27 日 (水)		14 名

第3章 普及啓発

1 概要

精神保健福祉に関する講演会の開催や、各種リーフレット・ホームページ等による普及啓発を行っている。

2 こころの健康セミナー

開催方法	動画配信サイトによる期間限定配信
視聴期間	12月16日(月)から1月14日(火)まで
内 容 ・ 講 師	講義 「家族と本人が共に元気になる不登校・ひきこもりの理解 ～とぎれのない支援をめざして～」 講師 宮崎大学教育学部教授 臨床心理士・公認心理師 境 泉洋 氏
申込者数	261 名

3 自殺対策に関する講演会

産業保健と連携した講演会を、埼玉産業保健総合支援センターとの共催で実施した。

開催方法	動画配信サイトによる期間限定配信
視聴期間	2月12日(水)から3月12日(水)まで
内 容 ・ 講 師	講義 「職場のメンタルヘルス～ハラスメントについて考える～」 講師 埼玉産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員・両立支援促進員 吉田 仁志 氏
申込者数	157 名

4 災害時の心のケア等に関する普及啓発

令和6年11月16日に発生した市内高校の事故を受け、令和6年11月19日に、こころのホームページ「大きな出来事があったときのこころの反応」をホームページおよびSNSに掲載し啓発を行った。

5 講師派遣依頼等による講演会

開催日	内容	参加 人数
6月18日 (火)	不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）オンライン学習(共同開催) こころの学習 第2回「気持ちの種類や大きさ」	50名
6月19日 (水)	大谷中学校 1年生 「よりよい人間関係の形成 ～人との境界線について～」	124 名
6月26日 (水)	開智小学校 6年生 「こころの健康を保つための講座」	22名
9月24日 (火)	不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）オンライン学習(共同開催) こころの学習 第4回「考え方のくせについて」	50名
10月24日 (木)	片柳地区社協依頼講演会 「ひきこもり支援について ～中高年層のひきこもりに着目して～」	54名
11月12日 (火)	不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）オンライン学習(共同開催) こころの学習 第7回「きもちとからだはどんな関係？『怒りについて』」	50名
11月26日 (火)	令和6年度さいたま市食生活改善推進員養成講座 「休養・こころの健康づくり」	44名
12月16日 (月)	大宮東中学校 学校保健委員会 「中学生の時期の効果的な睡眠のために」	41名
12月17日 (火)	不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）オンライン学習（共同開催） こころの学習 第8回「きもちとからだはどんな関係？『不安について』」	50名
1月21日 (火)	不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）オンライン学習（共同開催） こころの学習 第9回「境界線について」	75名
2月13日 (木)	大宮別所小学校 学校保健委員会 「子どもの心の変化に寄り添うために ～思春期の心理と大人の関わり方～」	44名
2月21日 (金)	さいたま市シニアユニバーシティ 「お酒の上手な付き合い方」	32名
3月18日 (火)	北浦和公民館依頼講演会 「ひきこもりの理解と支援について」	7名

6 刊行物等

精神疾患や精神保健福祉に関する知識の普及啓発のため、「こころのホームルーム／OD（オーバードーズ：過量服薬）」を発行した。

第4章 調査研究

令和6年度は、全国精神保健福祉センター研究協議会一般演題発表プログラムにおいて発表した。
なお、抄録を一部改変し以下報告とする。

1 さいたま市精神障害者訪問支援事業の実践報告～アウトリーチから地域包括ケアへ～

さいたま市こころの健康センター

○戸矢雅樹・高見澤理沙・北詰睦美・藤田優・小林麻衣子・内海美咲・下鳥葵・伊藤奏子・
星野由美子・佐藤明・久保巨樹

さいたま市精神障害者訪問支援事業の実践報告 ～アウトリーチから地域包括ケアへ～

さいたま市こころの健康センター

○戸矢雅樹・高見澤理沙・北詰睦美・藤田優・小林麻衣子
内海美咲・下鳥葵・伊藤奏子・星野由美子・佐藤明
久保巨樹

1 事業立ち上げの背景

国は、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築（以下「にも包括」とする）を進めていくものとしている。当センターではモデル事業を経て、令和3年度よりさいたま市精神障害者訪問（アウトリーチ）支援事業を「にも包括」の一環として実施している。その経過と実践について報告する。

2 事業の概要

（1）目的

日常生活に困難が生じている精神障害者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるように、地域機関と協働して支える支援体制を構築することを目的としている。

（2）支援対象者

市内に居住し日常生活に困難が生じているが、既存の制度や支援機関の機能の中では対応が困難な者で、精神科医療の治療中断者、精神疾患を疑われる未治療者等としている。対象者の実際の例は表1に示している。

（3）支援の流れ

市内区役所や保健所等からの相談で把握した支援困難事例について、本事業での対応を要するか初期アセスメントを行い、事業利用を決定している。訪問支援開始にあたり、まず地域の医療機関（4カ所）、訪問看護ステーション（3カ所）、障害者生活支援センター（11カ所）、保健所（1カ所）等を協力連携機関として指定し、地区を二分して月1回程度ケア会議を開催し、支援方針の検討、支援計画の作成、多職種による訪問支援チームの編成を行っている。医師は主に医学的視点から病状の評価など、看護師は身体管理や地域で生活していく中での精神症状や困りごとへの対処など、支援センター職員は地域の情報や生活能力のアセスメントなど、保健所職員は緊急時の対応助言など職種や機関の立場の強みを活かしながら、自由に意見交換を行っている。編成された多職種チームは支援計画に基づき、訪問を実施し、医療福祉のサービス利用にむけた支援等を柔軟に行っている。訪問回数については、表2のとおりである。

表1 〈支援対象者の例〉

年代(性別)	受診状況	アウトリーチ支援導入時の状況	支援状況
20代(女性)	未受診	表情が乏しく、自宅にひきこもりがち。数か月にわたって生活保護費を取りに来ない時がある。体調が悪いと掃除などができなくなり、自宅にゴミなどがたまってコバエが発生している状態。	支援継続

60代(女性)	未受診	自宅はトイレや玄関ドアが破損し、使用できない。「お知らせ」がきこえてくるため聞こえたことを報告しなければならないという考えがあり、近隣の街灯に向かって話しかけている。	支援継続
80代(女性)	未受診	家族の遺体を自宅に放置して異臭騒ぎになった。時折大声で叫ぶこともあり近隣から苦情があった。「監視されている、声が聞こえる」などの訴えがある。	支援継続
70代(女性)	医療中断 (統合失調症)	宗教的な妄想があり、大声をあげたり、床に向かって物を叩き割ることがあり近隣から苦情がある。電化製品などを捨ててしまうため、自宅には冷蔵庫くらいしかない。	支援継続

表2 〈訪問回数〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数合計	249回	224回	277回

3 事業の特徴 ～本事業から「にも包括」へ～

本事業の最大の特徴は、当センターだけで支援を実施するのではなく地域の支援機関と協働し、多機関・多職種と一緒に対象者へ関わる仕組みを作ってきた点である。その仕組みの柱は、ケア会議、訪問（アウトリーチ）支援、研修の三つの要素で構成されている。

ケア会議の効果は、多機関・多職種が集まり意見交換を通して対象者を多角的に捉え、出席者の職種の経験を活かし、幅広い視点での支援内容を検討・決定できることである。また、複数人で共有し検討することにより、複雑困難なケース対応において、どこまで支援するのか、見守るのか等、長期的な視点を踏まえて地域生活維持を目標とした検討を行うことができています。

訪問（アウトリーチ）支援は、対象者の緊急度に合わせて訪問頻度を調整しているが、対象者に明らかな変化が見られないとしても、定期的な訪問の継続を大事にしておき、信頼関係を築く努力をしながら、対象者に変化が起こるタイミングを逃さないよう試みている。多機関・多職種による訪問支援の効果は、医療に繋げる選択だけでなく、生活（衣食住）の支援、経済的支援、障害福祉サービスの利用に向けた支援など、それぞれの専門性を活かし対象者の状況やニーズに応じた幅広い柔軟な対応ができることである。

研修は、外部の講師を招き、講義や事例検討を行っている。協力連携機関を対象とした定期的な研修を行うことにより、訪問支援に関する多様な知識を得る機会となることが期待される。

そして、これら三つの要素は、本事業における副次的な効果として、「にも包括」の構築に重要な地域連携機能が期待できる。まず、本事業の実施により、地域の関係機関との顔の見える関係が生まれ、それが更に他機関や他スタッフへ繋ぎきかけとなり、地域のネットワーク作りに貢献した。また、事務局、地域の支援機関の双方が、支援の難しい対象者へ一緒に訪問することで、支援のバリエーションが広がり支援困難事例への対応力が向上することが期待される。

4 課題

最後に、本事業の課題を2点挙げる。1点目は、より多くの事例に対応するため、既存のケースを終了していく必要もあるが、終了の基準やタイミングが非常に難しいことである。時間を要するケースも多く、一筋縄ではいかない場合も多い。この点については、一つ一つ丁寧に検討を重ねていきたい。2点目は、事業へ理解のある協力連携機関を増やしていくことである。本事業が安定して継続的に機能していくために丁寧な説明を続けていくことで、今後もネットワークを広げていきたいと考えている。

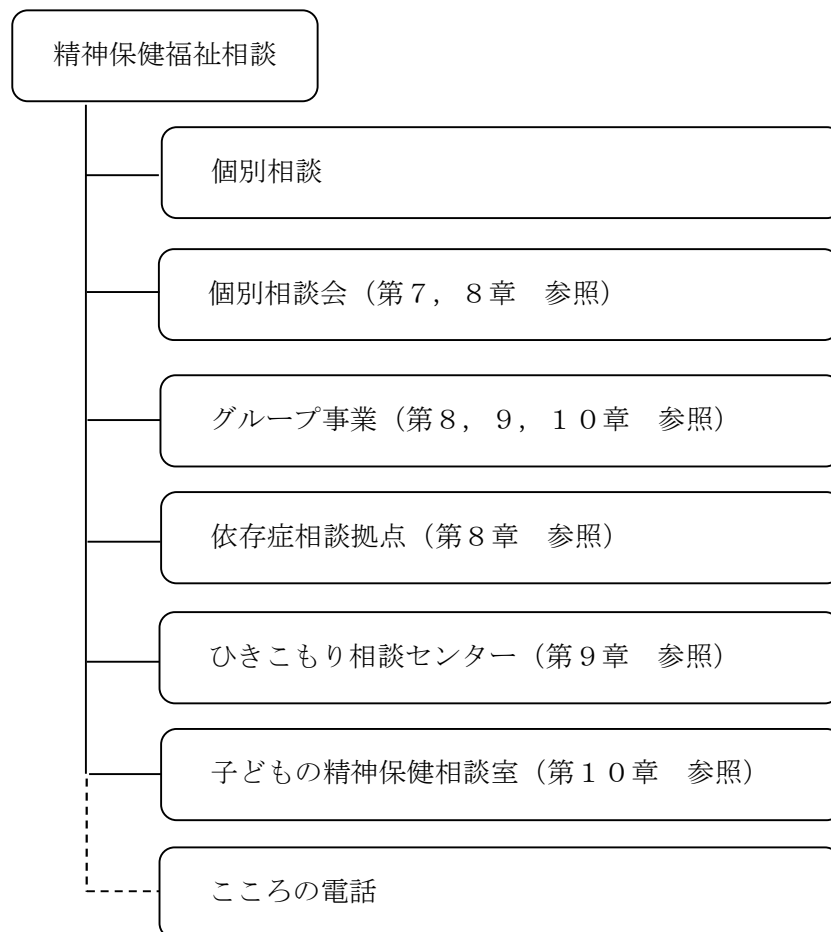
第5章 精神保健福祉相談

1 概要

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこととされている。

当センターでは、個別相談を基本として精神保健福祉全般の相談に対応しているほか、思春期・ひきこもり・依存症に関する専門相談を行っている。また、「依存症家族教室」、「ひきこもり親の会」等のグループ事業や、「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」、「さいたま市暮らしの困りごとと、こころの総合相談会」等の個別相談会を実施している。

また、心の健康づくり推進事業の一環として、こころの電話（専用回線による電話相談）を実施している。



2 個別相談

個別相談は基本的に予約制としており、電話で相談概要を聴取したうえで、保健師・精神保健福祉士・心理等が対応している。

なお、医療機関の紹介等を適宜行うなど適切と思われる関係機関と連携を図っているほか、必要に応じて訪問支援を行っている。

(1) 電話相談（ひきこもり相談センター・子どもの精神保健相談室を除く）

① 電話相談件数 (単位：件)

実件数	新規相談※	1, 635	2, 537
	再相談※	902	
電話相談延べ件数		4, 595	

※手紙・電子メール・FAXの相談件数を含む。

② 相談対象者の年代及び性別 (単位：件)

対象者年代	男	女	不明	その他※	合計
就 学 前(0～ 5歳)	0	0	0	0	0
学 童 期(6～ 9歳)	0	0	0	0	0
思 春 期(10～19歳)	97	99	6	0	202
成 人 前 期(20～39歳)	290	306	5	0	601
成 人 後 期(40～64歳)	438	360	3	0	801
老 年 期(65歳～)	84	115	1	0	200
不 明	306	368	47	0	721
そ の 他※	0	1	3	8	12
合 計	1, 215	1, 249	65	8	2, 537

※センター事業への問合せ等を含む。

③ 電話相談の内容 (単位：件)

精神症状に関する相談	207	仕事に就けない・続かない	55
認知機能低下に関する相談	6	不登校・ひきこもり	46
性格・対人関係	105	社会復帰	8
家族との接し方	233	受診・医療に関する相談	338
周囲への暴力・迷惑行為	31	発達障害に関する相談	16
非行(反社会的行為)	0	うつに関する相談	29
アルコール問題	132	自殺関連	90
薬物問題	40	法律・制度に関する相談	89
ギャンブル問題	101	日常生活	140
ゲーム・ネットの問題	18	話を聞いて欲しい	435
買い物の問題	29	問い合わせ	188
性に関する相談	24	その他	91
食行動の問題	9	不明	31
学校・職場の悩み	46		
合 計			2, 537

④ 電話相談の相談者続柄

(単位：件)

本人	1,478	なんでも若者・子ども相談	0
父・母	463	医療機関	23
子	66	障害者生活支援センター	6
配偶者	155	地域包括支援センター	14
兄弟姉妹	82	学校・職場	14
祖父母	10	障害福祉サービス事業所	5
その他親戚	21	精神保健福祉センター	3
保健所	9	ひきこもりサポートセンター	0
保健センター	21	警察(少年サポートセンター含む)	4
福祉事務所	20	他相談機関・窓口	20
児童相談所	18	民生・児童委員	3
教相・総合教育相談室	4	知人	44
男女共同参画相談室	3	その他	24
市役所内の他部署	8	不明	18
こころの電話	1		
合 計			2,537

⑤ 電話相談の支援状況

(単位：件)

相談予約・すすめ	253	障害者生活支援センター	10
助言終了(傾聴のみを含む)	1,386	地域包括支援センター	15
主治医へ	170	学校へ	5
医療機関案内・すすめ	256	障害福祉サービス事業所へ	3
保健所へ	31	就労支援機関へ	7
保健センターへ	19	若者自立支援施設・団体へ	0
発達障害者支援センターへ	8	精神保健福祉センターへ	47
福祉事務所へ	40	ひきこもりサポートセンターへ	0
児童相談所へ	3	警察(少年サポートセンター含む)	4
教相・総合教育相談室へ	1	自助グループへ	15
男女共同参画相談へ	10	民間相談室・カウンセリングルームへ	18
市役所内の他部署へ	11	その他機関へ	47
こころの電話へ	29	連絡・報告を受ける	75
なんでも若者・子ども相談へ	2	その他	72
合 計			2,537

⑥ 居住地別電話相談状況

(単位：件)

西区	130	南区	317
北区	228	緑区	116
大宮区	138	岩槻区	210
見沼区	271	不明(市内)	195
中央区	151	市外	240
桜区	136	不明	155
浦和区	250		
合 計			2,537

(2) 面接相談

① 面接相談件数

(単位：件)

実件数	新規相談	170	325
	再相談	155	
面接相談延べ件数		1,370	

② 相談対象者の年代及び性別

(単位：件)

対象者年代	男	女	不明	その他 ※	合計
就 学 前(0～ 5歳)	0	0	0	0	0
学 童 期(6～ 9歳)	0	0	0	0	0
思 春 期(10～19歳)	35	29	0	0	64
成 人 前 期(20～39歳)	102	59	0	0	161
成 人 後 期(40～64歳)	67	27	0	0	94
老 年 期(65歳～)	5	1	0	0	6
不 明	0	0	0	0	0
そ の 他 ※	0	0	0	0	0
合 計	209	116	0	0	325

※センター事業への問い合わせ等を含む。

③ 面接相談の来所者続柄

(単位：件)

本人	112	なんでも若者・子ども相談	0
父・母	173	医療機関	1
子	2	障害者生活支援センター	0
配偶者	13	地域包括支援センター	0
兄弟姉妹	17	学校・職場	0
祖父母	3	障害福祉サービス事業所	1
その他親戚	0	精神保健福祉センター	0
保健所	1	ひきこもりサポートセンター	0
保健センター	0	警察(少年サポートセンター含む)	0
福祉事務所	0	他相談機関・窓口	0
児童相談所	0	民生・児童委員	0
教相・総合教育相談室	0	知人	2
男女共同参画相談室	0	その他	0
市役所内の他部署	0	不明	0
こころの電話	0		
合 計			325

④ 居住地別面接相談状況

(単位：件)

西区	27	浦和区	55
北区	40	南区	43
大宮区	32	緑区	29
見沼区	36	岩槻区	13
中央区	29	市外	2
桜区	19	不明(市内)	0
合 計		325	

⑤ 来所経路

(単位：件)

本人	4	障害者生活支援センター	0
父・母	25	地域包括支援センター	2
子	0	学校・職場	12
配偶者	4	障害福祉サービス事業所	4
兄弟姉妹	3	精神保健福祉センター	0
祖父母	1	ひきこもりサポートセンター	1
その他親戚	3	警察(少年サポートセンター含む)	0
保健所	7	他相談機関・窓口	16
保健センター	1	民生・児童委員	0
福祉事務所	12	知人	7
児童相談所	9	パンフレット・市報	26
教相・総合教育相談室	3	インターネット	119
男女共同参画相談室	0	メディア(テレビ・新聞・ラジオ)	0
市役所内の他部署	11	再利用	27
こころの電話	0	不明	2
なんでも若者・子ども相談	1	その他	10
医療機関	15		
合 計		325	

⑥ 面接相談の内容

(単位：件)

精神症状に関する相談	11	仕事に就けない・続かない	10
認知機能低下に関する相談	0	不登校・ひきこもり	150
性格・対人関係	8	社会復帰	10
家族との接し方	45	受診・医療に関する相談	5
周囲への暴力・迷惑行為	2	発達障害に関する相談	2
非行(反社会的行為)	0	うつに関する相談	0
アルコール問題	17	自殺関連	14
薬物問題	6	法律・制度に関する相談	0
ギャンブル問題	17	日常生活	5
ゲーム・ネットの問題	5	話を聞いて欲しい	5
買い物の問題	7	問い合わせ	1
性に関する相談	1	その他	2
食行動の問題	0	不明	1
学校・職場の悩み	1		
合 計		325	

⑦ 相談者の年度末支援状況 (単位：件)

継続	174
終了	151
合 計	325

(3) 訪問

訪問件数 (単位：件)

実件数	28	延べ件数	112
-----	----	------	-----

(参考資料)

令和6年度 衛生行政報告例（厚生労働省への報告）

精神保健福祉センターにおける相談等

※ひきこもり相談センター、子どもの精神保健相談室を含む

	実 人 員	(再 掲) 相 談								
		延 人 員								
		老人精神 保 健	社 復 会 帰	アルコール	薬 物	ギャンブル	ゲ ー ム	思 春 期	心 健 づ ぐ の 康 り	う つ ・ う つ 状 態
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
被 指 導 員 (02)	404	0	16	50	24	51	10	697	937	40
	摂 障 食 害	て ん か ん	そ の 他	計	(14) の再掲					
					ひきこもり	発 達 障 害	自 殺 関 連	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
被 指 導 員 (02)	95	0	99	2,019	868	292	213	48	2	0

	(再掲) デイ・ケア			(再 掲) 訪 問 指 導						
	実 人 員	延 人 員	ひきこもり (2) の 再 掲	実 人 員	延 人 員	(5) の再掲				
						ひきこもり	自 殺 関 連	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
被 指 導 員 (03)	0	0	0	47	427	30	9	0	0	0

	老人精神 保 健	社 復 会 帰	アルコール	薬 物	ギャンブル	ゲ ー ム	思 春 期	心 健 づ ぐ の 康 り	う つ ・ う つ 状 態	摂 障 食 害
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
電 話 に よ る 相 談 (04)	35	79	199	71	114	24	1,008	2,802	179	107
電子メール による相談 (05)	0	2	3	5	5	2	71	168	3	92
	てんかん	そ の 他	計	(13) の再掲						
				ひきこもり	発 達 障 害	自 殺 関 連	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	
電 話 に よ る 相 談 (04)	1	900	5,519	606	405	390	62	3	0	
電子メール による相談 (05)	0	57	408	108	18	13	6	0	0	

3 こころの電話

当センターでは、悩みや不安などについて市民が気軽に相談できる電話相談窓口として、専用回線を設置し、専門相談員による「こころの電話」を実施している。

(1) 受付時間

開庁日の9時から17時までを受付時間としている。

(不定期に月1回休止日あり。)

(2) 相談件数

(単位: 件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	70	74	87	101	87	71	97	111	91	90	83	82	1,044
女	200	205	159	189	169	175	185	163	152	168	145	157	2,067
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	271	279	246	290	256	246	282	274	243	258	228	239	3,112

(3) 相談者

(単位: 件)

年齢	学童期 (～9歳)	思春期 (10～19歳)	成人前期 (20～39歳)	成人後期 (40～64歳)	老年期 (65歳～)	その他・ 不明	合計
件数	0	11	497	2,160	249	195	3,112

(4) 相談対象者

(単位: 件)

対象者	本人	子ども	配偶者	父母	兄弟 姉妹	他の家族	その他	不明	合計
件数	2,914	60	24	7	5	8	8	86	3,112

(5) 相談内容

(単位：件)

相談内容	件数	相談内容	件数
病気に関する不安・苦しみ	255	嗜癖問題に関すること	11
受診・医療に関する相談	78	D V	3
社会復帰	35	不登校・ひきこもり	6
自分の性格・対人関係	258	自殺関連	11
家庭の悩み	317	性についての不安・悩み	3
仕事に関する悩み	269	社会資源の情報	23
学校に関する悩み	9	いたずら・内容不明	26
生活上の悩み	112	話を聞いてほしい	1,527
発達障害に関すること	8	その他	161
合 計			3,112

(6) 処 遇

(単位：件)

処 遇	件数
傾聴・助言	2,725
相談の勧め	190
受診の勧め	30
途中で切れる	130
その他	37
合 計	3,112

第6章 組織育成

1 概要

地域精神保健福祉の向上を図るため、社会復帰事業団体等の組織活動を側面から支援している。

2 さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会

(1) 目的

精神障害のある当事者や家族の思いを中心に据え、地域のネットワークに主眼を置き、精神保健福祉活動に携わる人々との相互理解と連携を深め、本市における精神障害者の地域生活支援体制を強化することを目的とする。

(2) 対象

市内精神障害者当事者会及び家族会、市内障害者生活支援センター職員、本市職員（区役所福祉課、高齢介護課、支援課、保健センター等）、医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等

(3) 事務局

こころの健康センター内

（構成：こころの健康センター、保健所精神保健課、市内障害者生活支援センターの代表）

期日	内 容 ・ 講 師	会場
11月8日 (金)	テーマ 「誰もが安心して地域で生活するために ～精神障害者地域移行・地域定着支援を考える～」 ・当事者からのメッセージ ・シンポジウム シンポジスト大宮厚生病院 名取 美津代 氏 桜区障害者生活支援センターさくらとぴあ 岡 潤子 氏 サポートステーションやどかり 大澤 美紀 氏 訪問看護ステーションふあん 小坂 慎一郎 氏 ・意見交換会(ワールド・カフェ形式)	浦和コミュニティセンター
参加人数	64人	

第7章 自殺対策推進事業

1 概要

本市では、平成21年3月に「さいたま市自殺対策推進計画」を策定。令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」に基づき計画の見直しを行い、令和6年3月に「第3次さいたま市自殺対策推進計画」を策定した。本推進計画では、市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重されるとともに、自殺に追い込まれることなく、生きがいや希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とし、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるような支援や環境の充実が幅広くかつ適切に図られることを目指している。

当センターでは、本推進計画を基本として、自殺対策医療連携事業をはじめ、産業保健と連携した講演会や図書館キャンペーンなどの普及啓発事業、ゲートキーパー養成研修等、様々な事業を展開し自殺対策への取り組みを推進している。

2 自殺対策医療連携事業（GPEネット*事業）

※The General, Psychiatric, and Emergency physicians' NETwork

本市では、市内医療機関と連携し、自殺未遂者等への支援の取り組みとして、平成22年10月1日より「さいたま市自殺対策医療連携事業（GPEネット事業）」を実施している。

（1）目的

自殺未遂者やうつ病患者等を救急医療機関、かかりつけ医及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

（2）事業内容

	病院連携事業	診療所連携事業	自殺対策医療連携事業 連絡調整会議
目的	救急医療機関と精神科医療機関の医療連携	迅速な精神科医療の提供	事業の円滑な遂行と、救急医療機関・かかりつけ医と精神科医療機関の連携を推進
内容	平日、曜日毎の輪番制 (9時～17時) 精神保健指定医の待機・空床確保・外来診療・必要時入院治療	1か月単位、平日の輪番制 (平日の診療時間内で、新患者枠を確保) 外来診療	概ね年2回の開催 委員：医師会代表(4名) 救急告示医療機関代表(4名) 精神科病院代表(6名) 精神科診療所代表(3名)
対象者	・市内救急告示医療機関に搬送された自殺未遂者 ・診療所連携事業で入院が必要と判断された患者等	かかりつけ医に受診または、行政相談機関に相談のあった自殺念慮のある患者等	

(3) 事業実績

① 受理件数

(単位：件)

内容	相談	事業利用	問合せ	その他	合計
件数	29	34	1	0	64

② 事業利用機関

(単位：件)

機関種別	利用件数
救急医療機関	14
一般医療機関	0
精神科病院	0
精神科診療所	1
保健所	6
各区保健センター	0
当センター	6
その他	7
合計	34

③ 調整結果

(単位：件)

調整先	調整の結果	件数
精神科病院	医療保護入院	15
	任意入院	5
	応急入院	0
	外来継続	2
	外来診察終了	2
	来院せず	1
	他機関紹介	0
	その他	5
精神科病院への調整合計		30
精神科診療所	外来継続	3
	外来診察終了	0
	来院せず	0
	輪番精神科病院紹介	1
	その他	0
精神科診療所への調整合計		4
総合計		34

④ アウトリーチ件数（述べ件数）

G P E ネット事業利用者の方への病棟への面会及び家庭訪問、電話連絡、また、受診を調整したが医療機関に受診されなかった方に対し、電話連絡等の継続支援を行っている。

（単位：件）

電話			面接	訪問			通信		C C	
本人	家族	関係機関	来所面接	病棟への面会	家庭訪問	同行受診	手紙	メール	所内	関係機関
0	8	22	1	0	2	0	0	0	35	0

（４）自殺対策医療連携事業連絡調整会議

- ① 目 的：関係医療機関の連絡調整、当該事業の円滑な遂行のための意見交換を目的とする
- ② 委 員：医師会代表（４名）、救急告示医療機関代表（４名）、
精神科病院代表（６名）、精神科診療所代表（３名）
- ③ 事 務 局：こころの健康センター
- ④ 開催状況

開催日	7月25日(木)	1月23日(木)
会 場	集合形式とオンラインによる開催	集合形式とオンラインによる開催
議 事	1 さいたま市の自殺の状況（報告） 2 第3次さいたま市自殺対策推進計画について（報告） 3 事業実績について（報告） 4 意見交換、セーフコミュニティについて（話題提供）	1 事業実績・フォローアップについて（報告） 2 さいたま市の自殺の状況 1（直近の傾向） 3 さいたま市の自殺の状況 2（地域自殺実態プロファイルから）

3 普及啓発

(1)「自殺予防週間」の事業（9月）

事業名	内 容	日 時
図書館キャンペーン ※再掲	下記(4)を参照	9月3日(火) ～9月17日(火)
SNSを活用した広報啓発	本市公式 LINE・X(旧 Twitter)を活用し、自殺予防週間や各種相談窓口の周知	随時

(2)「自殺対策強化月間」の事業（3月）

事業名	内 容	日 時
図書館キャンペーン ※再掲	下記(4)を参照	3月1日(土) ～3月20日(木)
SNSを活用した広報啓発	本市公式 LINE・X(旧 Twitter)を活用し、自殺対策強化月間や各種相談窓口の周知	随時

(3) 産業保健と連携した講演会

第3章 普及啓発 3 自殺対策に関する講演会 参照

(4) 図書館キャンペーン

自殺対策普及啓発事業の一環として、市民に幅広く、自殺の現状やその予防について理解を深めていただくことを目的に、「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」に合わせて、自殺予防に関連したパネルや図書を展示した。また、近年の自殺の動向をふまえて、子ども・若者に向けた情報発信を強化して実施した。

実施期間	9月3日(火) ～9月17日(火)	3月1日(土) ～3月20日(木)
場 所	市立中央図書館	市立大宮図書館
内 容	自殺予防や依存症等に関連したパネルや書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。	自殺予防や依存症等に関連した書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。

(5) 出前講座等の実施

「あなたもゲートキーパー～誰もができる自殺予防～」をテーマに、悩んでいる人への声のかけ方、ゲートキーパー（命の門番）の役割や心得、自殺予防に関する基礎知識等を学ぶ市民向け講座を市広報課にエントリーし、令和6年度は民生委員、社会福祉協議会の2か所から依頼があり、実施した。また、庁内関係部署からの依頼により、ゲートキーパー研修を実施し支援者養成を行った。

第2章 人材育成 2 研修実績 (4) 講師派遣依頼による研修 参照

4 研修

第2章 人材育成 2 研修実績 (3) 地域支援研修 参照

5 自殺対策関連 個別相談会

(1) さいたま市暮らしの困りごとと、こころの総合相談会

目 的	借金・多重債務・失業等の生活の困りごと(法律相談)と、それに伴って生じるこころの健康問題を同時に相談できる総合相談会を開催することで、自殺につながる諸要因の解消・軽減と、こころの健康問題への早期対応をすることを目的とする。
対 象	生活の困りごとやこころの健康問題を抱えるご本人やご家族(さいたま市在住または在勤)
事業概要	日曜日(13時～17時)に開催(年6回) 弁護士・司法書士・精神保健福祉士等の専門相談員による個別相談会を実施
相談件数	相談件数 52件 生活の困りごと：35件(うち、こころの健康相談同時対応：19件) こころの健康に関すること：17件

(2) 「暮らしとこころの総合相談会」(埼玉県委託事業)への職員派遣

埼玉県が「夜明けの会(多重債務被害者の会)」に事業委託し、法律・生活・こころの健康などの複合的な問題に対応した相談会を実施している(会場：JACK大宮)。令和6年度は11回、当センターの職員を派遣した。

6 若年層対策事業

若年層への普及啓発を目的として作成したリーフレット「境界線って何？」を、教育機関、相談機関等に配布した。また、支援者を対象に、若年層のメンタルヘルスと自殺予防等に関する研修を行った。

第2章 人材育成 2 研修実績 (1) 基礎研修・(2) 専門研修 参照

第8章 依存症対策事業

1 概要

依存症に関する相談については、通常精神保健福祉相談として本人や家族からの相談に対応しているほか、平成27年度から市報等で広報し依存症特定相談日を設け、「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」を開催している。

また、家族向けのグループ事業や関係機関との連携強化・人材育成を目的とした研修の実施、関係機関へのコンサルテーション、講師派遣、市民への普及啓発等、様々な事業を展開している。

なお、当センターは平成30年10月からさいたま市依存症相談拠点機関に選定されている。

2 個別相談会

(1) 「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」(依存症関連問題等特定相談事業)

目 的	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ本人や家族、その支援者に対し、回復に向けての助言や情報提供、その他必要な支援を行い、相談者のメンタルヘルスの向上を図ることを目的とする。
対 象	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ本人や家族、その支援者
事業概要	依存症関連問題の啓発及び相談窓口の周知のため、専門相談員による個別相談会を年8回(9時～17時)実施。
相談件数	実件数 25件/延べ件数 25件 (アルコール：7件、薬物：2件、ギャンブル：9件、その他：7件)

(2) 肥前式アルコール問題初期介入プログラム(HAPPYプログラム)

平成23年度より、独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センターの杠岳文先生が開発したアルコール問題のある方に対する早期介入プログラムを実施している。平成23年度～平成25年度までは集団、平成26年度以降は個別相談にて実施している。

令和6年度は1人の方を対象に実施した。(延べ面接回数3回)

3 グループ事業

(1) 依存症家族教室

目 的	第1回・第2回目はアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方の家族が、依存症についての正しい知識や、本人への適切な対応方法を知り、グループワークを通して、本人及び家族自身も回復に向かうことが出来るよう支援することを目的とする。 第3回目は依存症家族教室で学んだ内容への理解を深め、日常場面で活用できる力を向上させる機会や、同じ立場にある家族同士の分かち合い、情報交換ができる場を継続的に提供することで、家族をエンパワーメントしていくことを目的とする。
対 象	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方の家族 定員 15 名 ※うち第3回目は、教室内で希望者を募り開催する。
事業概要	前期 5月30日(木)、6月27日(木) 13時30分～15時45分 後期 10月10日(木)、11月14日(木) 13時00分～15時45分 2回1クール(希望者のみ3回1クール)、年2クール実施 第1回・第2回目は、前半は講義、後半にグループワークを実施 第1回 依存症と回復について、回復者の体験談 第2回 家族の対応について、家族の体験談 第3回目は、9月19日(木)に1回実施。 「感情について」をテーマに話し合い、必要時家族から出た話題に沿って、資料を参考に心理教育を行う。
参加人数	延べ 42 人

4 普及啓発

(1) 図書館キャンペーン

「アルコール関連問題啓発週間」に合わせ、アルコール関連問題の現状やその予防について啓発することを目的とし、実施した。

実施期間	11月5日(火)～11月17日(日)
場 所	市立中央図書館
内 容	アルコール依存症に関連したパネルや書籍の展示

(2) 市内警察署（生活安全課）との意見交換

アルコール問題のある本人やその家族等が、警察介入時に依存症に関する情報提供を受けることで、相談や治療に繋がる機会が増えることを目的に、市内警察署（生活安全課）7か所を訪問し、パンフレット配布の協力を依頼した。

(3) 出前講座の実施

「お酒との上手なつきあい方」をテーマに、飲酒がもたらす影響や適正飲酒、アルコール依存症に関する基礎知識を学ぶ市民向け講座を市広報課にエントリーし、令和6年度は市民グループ1か所から依頼があり、出前講座を実施した（延べ32人）。

第3章 普及啓発 5 講師派遣依頼等による講演会 参照

(4) リーフレットの作成・配布

「こころのホームルーム OD（オーバードーズ：過量服薬）」を4,000部作成し、相談支援に活用するほか、庁内及び庁外関係機関に配布し、ホームページに掲載した。

5 研修

支援者向け研修を実施するほか、外部からの依頼に応じ講師を派遣し研修を実施している。

第2章 人材育成 2 研修実績 (4) 講師派遣依頼による研修 参照

6 技術支援

(1) さいたまマック事例検討会

アルコール依存症リハビリテーションセンター「さいたまマック」への技術支援として、隔月で開催される関係機関ケースカンファレンスに職員 1～2 名を派遣した。

(2) 保護観察所薬物再乱用防止プログラム

さいたま保護観察所への技術支援として、薬物再乱用防止プログラムに職員を 1～2 名を 4 回派遣した。

7 地域連携

(1) さいたま市アルコール関連問題ネットワーク会議

市内のアルコール関連問題に対する情報や課題を担当者間で共有し、関係機関が密接な連携を図り、依存症者に対する包括的な支援を実施することを目的に標記会議を設置・開催した。

開催日	内 容	参加機関
第 1 回 7 月 29 日(月)	1 各機関におけるアルコール関連問題及び依存症者等への支援に関する取り組み・話題提供 2 意見交換	13 機関
第 2 回 12 月 16 日(月)	1 アルコール関連問題及び依存症者等への各支援機関の紹介 2 事例検討 3 意見交換	10 機関

※第 2 回は、アルコール関連問題ネットワーク研修と同時開催

(第 2 章 人材育成 2 研修実績 (3) 地域支援研修 参照)

(1) 薬物地域連携会議

さいたま保護観察所が開催する薬物地域連携会議に参加し、依存症の治療や回復支援に関わる機関・団体と意見交換を行った。

第9章 ひきこもり対策推進事業

1 概要

平成21年に厚生労働省において創設された「ひきこもり対策推進事業」は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備するものである。当センターでは、以前よりひきこもり支援に取り組んできたが、支援をさらに充実させることを目的に、平成25年1月7日に「さいたま市ひきこもり相談センター」を開設した。

平成26年度には、ひきこもりサポーターを養成するリレートサポーター養成研修を行い、平成27年度からリレートサポーター訪問等事業を開始している。

2 ひきこもり相談センター

ひきこもり相談センターでは、電話・来所・メール、必要に応じて（家庭）訪問による相談を行っており、不登校・ひきこもりの本人、家族向けにグループ活動も実施している。また、ひきこもりの理解促進や相談窓口の周知を目的とした普及啓発、人材育成を目的とした研修、技術支援、地域連携等の事業を実施している。

電話相談は、開庁日の火曜日及び金曜日の9時から17時までとしている。

※以下の件数は、こころの健康センター内設置のひきこもり相談センター（開庁日の火曜日及び金曜日の9時から17時まで）における相談件数を計上。こころの健康センター全体のひきこもり相談件数については、32頁（参考資料）令和6年度衛生行政報告例（厚生労働省への報告）参照。

（1）相談方法

（単位：件）

電 話	228	メール	8
来 所	0	手紙・FAX	0
その他	0		
合 計		236	

（2）対象者性別

（単位：件）

男 性	144	不 明	10
女 性	81	その他	1
合 計		236	

(3) 対象者年代

(単位：件)

就学前(0～5 歳)	0	40 代	34
学童期(6～9 歳)	4	50 代	21
10 代	62	60 歳以上	9
20 代	39	不明	24
30 代	41	その他	2
合 計			236

(4) 相談者

(単位：件)

本人	48	市役所内の他部署	1
父・母	127	障害者生活支援センター	2
子ども	2	地域包括支援センター	2
配偶者	1	障害福祉サービス事業所	1
兄弟姉妹	20	学校・職場	2
祖父母	9	その他相談窓口	2
その他親戚	6	知人	4
保健センター	1	その他	5
福祉事務所	2	不明	1
合 計			236

(5) 相談経路

(単位：件)

本人	0	地域包括支援センター	4
父・母	1	学校・職場	3
子	1	障害福祉サービス事務所	2
福祉事務所	8	他相談機関・窓口	11
教育相談室・総合教育相談室	2	パンフレット・市報	26
市役所内の他部署	11	インターネット	99
こころの電話	2	再利用	26
医療機関	3	その他	9
障害者生活支援センター	1	不明	27
合 計			236

(6) 相談種別

(単位：件)

ひきこもり	139	その他	58
不登校	39	不明	0
合 計		236	

(7) 相談内容

(単位：件)

外出できない	20	受診・医療に関する相談	14
仕事に関する相談	39	支援機関の紹介希望	3
学校生活に関する相談	14	うつに関する相談	1
進路・進学に関する相談	11	自殺関連	1
親亡き後の生活	9	法律・制度に関する相談	1
精神症状に関する相談	6	日常生活	17
性格・対人関係	6	話を聞いて欲しい	10
家族との接し方	46	問い合わせ	20
周囲への暴力・迷惑行為	2	その他	5
アルコール問題	1	不明	5
社会復帰(福祉的就労)	5		
合 計		236	

(8) 病態

(単位：件)

器質性精神障害	0	成人の人格および行動の障害	0
精神作用物質使用	1	知的障害	1
統合失調症	10	心理的発達の障害	6
気分障害	20	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	2
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	15	不明	98
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	3	未受診	80
合 計		236	

(9) 処遇

(単位：件)

精神保健福祉相談面接予約	50	こころの電話	0
子どもの精神保健相談室面接予約	1	なんでも若者・子ども相談	0
精神保健福祉相談電話紹介	13	障害者生活支援センター	4
子どもの精神保健相談室電話紹介	2	地域包括支援センター	0
継続電話相談	7	学校	1
助言終了	109	障害者福祉サービス	0
主治医へ	8	就労支援機関	5
医療機関の案内・すすめ	7	若者自立支援施設	3
保健所	1	県立精神保健福祉センター	4
保健センター	1	ひきこもりサポートセンター	1
発達障害者支援センター	0	警察(少年サポートセンター含む)	0
福祉事務所	3	自助グループ	1
児童相談所	0	民間相談室 ・カウンセリングルーム	0
教育相談	5	その他の機関	3
男女共同参画相談室	0	連絡・報告を受ける	4
市役所の他部署	0	その他	3
合 計		236	

3 グループ事業

(1) ひきこもり親の会

目 的	ひきこもり状態を呈した子があり、共通の悩みを抱える家族を対象に、グループワークを通じた心理教育的アプローチを行うことにより、家族の不安や負担を軽減するとともに、本人に関わる援助者としての家族の力を高める。		
対 象	ひきこもり状態にある子の問題について、当センターで個別相談を継続しており、参加を希望する方でグループ担当者が適当と認めた者。		
事業概要			内容
	1 クール 5 回	第 1 回	オリエンテーション（GHQ※、F I T※） 「今起きている問題について考えてみよう」 講師 保健師
		第 2 回	「ひきこもりの背景－精神医学的視点から－」 講師 医師
		第 3 回	家族の対応 「家族の関係を振り返ってみよう」 講師 心理
		第 4 回	ひきこもり経験者と家族による体験談
		第 5 回	全体のまとめ
参加人数	延べ 54 人		

※ GHQ：精神健康調査、F I T：家族イメージ法

(2) コレッタ・ひととき（ひきこもり思春期・成人期グループ）

目 的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、日常生活における様々なスキルを身に付けることを目的として実施する。
対 象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、当センターにて継続して個別面接を行っており、個別相談の担当者とグループの担当者が適当と認めた者。
事業概要	月 3～4 回実施。ソーシャルスキルトレーニング・クラフト・コラージュ・書道・スポーツ・ゲーム・季節のイベント等を行っている。 内容については、参加者の要望等をふまえて決定している。
参加人数	計 43 回開催 延べ 135 人

(3) コレッタ・ひととき（クラブ活動）

目 的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、「コレッタ・ひととき」グループ活動終了後に、コミュニケーションを図りながら、体力づくりや集中力向上等を目的としたクラブ活動を実施する。
対 象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループを利用している者のうち、クラブ活動への希望がある者。
事業概要	「コレッタ・ひととき」グループ活動の開催に合わせて実施する。体力づくり(スポーツ)、集中力向上(書道・描画)等、適宜参加者からの要望等をふまえて決定している。
参加人数	計 19 回開催 延べ 12 人

(4) コレッタ・ひととき（ステップアッププログラム）

目 的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、自立した生活に必要なスキルを習得するなど社会参加を促進するため、ボランティア体験や就労支援施設見学等を行う「ステップアッププログラム」を実施する。
対 象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループを利用している者のうち、ステップアッププログラムへの参加希望がある者。
事業概要	年 3 回実施。マナー講座・パソコン講座などの受講、若者自立支援センター・地域若者サポートステーション等の見学、児童福祉施設や老人福祉施設等におけるボランティア活動などを実施する。
参加人数	延べ 4 人

(5) コレッタ・ひととき（ファーストステッププログラム）

目 的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等で、集団への最初の導入として参加のしやすいグループ活動を行う「ファーストステッププログラム」を実施する。
対 象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループの利用を考えている者のうち、ファーストステッププログラムへの参加希望がある者。
事業概要	年 3 回実施。テレビゲーム、ボードゲーム等や卓球・バドミントン等のスポーツを実施する。
参加人数	計 3 回開催 参加者なし

4 リレートサポーター養成研修

目 的	不登校・ひきこもりの本人及び家族を支援するリレートサポーターの養成のため、ひきこもり全般に関する知識や本人及び家族への関わり方等を学んでもらうことを目指す。	
対 象	ひきこもり対策連絡協議会委員(又は委員の所属機関)から推薦を受けた者、大学からの推薦がある近隣大学生等。	
開催日	11 月 30 日(土)	
事業概要	内 容	
	1	講義 「ひきこもりとは」 講師 保健師
	2	講義 「ひきこもりと精神疾患」 講師 医師
	3	講義 「関係の作り方」 講師 白峰クリニック 臨床心理士 森本 佳代 氏
	4	講義 「ひきこもり相談センターについて」 「リレートサポーターについて」 「サポーター倫理」 講師 精神保健福祉士・心理
	5	サポーター活動報告 講師 リレートサポーター2 名
参加人数	延べ5 人	

5 リレートサポーター訪問等事業

目 的	社会参加に向けて、ひきこもり本人及び家族を支援する。
対 象	当センターでひきこもりに関する継続相談をしており、派遣を希望している者。
派遣内容	本人への派遣：自宅への訪問や当センターの面接室にて、会話や学習支援、S S T など。 相談機関や居場所等への外出同行など。 家族への派遣：家族の話を聞く、本人の様子を聞くなど。 グループ支援：当事者グループへの参加。 ※本人、家族への派遣については、月 1～2 回程度の派遣とする。
派遣回数	延べ 72 回

6 リレートサポーターフォローアップ研修

目 的	リレートサポーターの活動状況の報告や、必要な知識及び技能を習得すること。		
対 象	登録しているリレートサポーター		
事業概要	開催日	内 容	参加者
	8 月 26 日 (月)	特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ 臨床心理士を講師とした事例検討	3 人
	12 月 23 日 (月)	活動状況報告 意見交換	3 人
	3 月 3 日 (月)	白峰クリニック 医師を講師とした事例検討	4 人

7 普及啓発

(1) パンフレットの作成・配布

ひきこもり F i r s t S t e p パンフレット (家族向け) を 1, 3 5 0 部、ひきこもり家族対応冊子『ひきこもり』ってなに? ～関わり方のヒント～ を 2, 0 0 0 部増刷した。また、ひきこもりパンフレット [概要版]、ひきこもりパンフレット [本人及び家族向け]、ひきこもり体験談冊子 [本人及び家族]、ひきこもり家族対応冊子を庁内及び庁外の関係機関に配布した。

(2) X (旧 T w i t t e r) などの配信

本市広報課公式 X (旧 T w i t t e r)、L I N E、さいたま市みんなのアプリにひきこもり相談センターに関する情報を月 1 回配信した。

8 研修

第 2 章 人材育成 2 研修実績 参照

9 技術支援

若者の居場所である「さいたま市若者自立支援ルーム」への技術支援として、年 3 回開催されるケースカンファレンスに職員 2 ～ 3 名を派遣した。

10 ひきこもり対策連絡協議会

(1) 目的：ひきこもり相談センターの設置にあたり、情報交換等の地域連携を図り、対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、関係機関からなる、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

(2) 委員：ひきこもり支援機関、フリースペース、就労支援機関、医療機関、教育関係機関等から11名

(3) 事務局：当センター

(4) 開催状況

開催日	1月21日(火) 14時00分～15時30分
会場	子ども家庭総合センター
議事	1 会長選任 2 ひきこもり相談センター活動報告 3 総合教育相談室活動報告 4 コミュニティソーシャルワーカーの活動報告及び事業計画について 5 委員所属機関活動報告 6 その他(社会資源の整理、委員からの議題等)

(5) 支援部会（ワーキンググループ）

連絡協議会の下部組織として、児童・思春期支援部会及び成人期支援部会を設置し、協議会委員がそれぞれの支援部会に所属し、情報交換や事例検討などを実施している。

開催日	部会	内容
7月30日(火)	児童・思春期支援部会	1 各委員の事業報告 2 不登校等児童生徒支援センター Growth 事業報告 3 ひきこもり相談センター事業報告 4 さいたま市のひきこもり支援に関する社会資源の整理 5 ひきこもり支援施策の推進 6 支援者研修について 7 その他(委員からの議題等)
7月23日(火)	成人期支援部会	1 各委員の事業報告 2 ひきこもり相談センター事業報告 3 さいたま市のひきこもり支援に関する社会資源の整理 4 ひきこもり支援施策の推進 5 支援者研修について 6 その他(委員からの議題等)

第10章 子どもの精神保健相談室

1 概要

平成19年7月17日より、思春期を中心とした子どもの心の問題の相談窓口として「子どもの精神保健相談室」を開設した。電話と来所による相談を行っており、必要に応じて家庭訪問や関係機関への技術支援なども行っている。また、不登校等の子ども本人や、思春期の子どもがいる家族向けの心理教育などのグループ活動を実施している。

電話相談は、開庁日の火曜日及び金曜日の9時から17時までとし、保健師・心理・精神保健福祉士等の職員が対応している。

対象は市内の小学4年生から中学3年生の本人及びその家族、また対象年齢の子どもに関わっている関係機関であり、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。

2 個別相談

(1) 電話相談

① 対象者性別 (単位：件)

男 子	185
女 子	157
不 明	20
その他	5
合 計	367

② 対象者年齢・相談者続柄 (単位：件)

年 齢	乳幼児	2	相談者	親	277
	小学1～3年	36		祖父母・親類	11
	小学4年	25		学校・教育相談室※1	30
	小学5年	40		児童相談所※1	5
	小学6年	43		保健所・保健センター※1	9
	中学1年	59		福祉事務所※1	10
	中学2年	85		医療機関※1	7
	中学3年	64		本人	7
	不明・その他	13		その他※1※2	11
合 計		367	合 計		367

※1 相談者が関係機関の場合は、技術援助も含む

※2 その他（知人、市役所、その他相談機関等）

③ 相談経路

(単位：件)

家族・親類	8	学校	66	教員	21
児童相談所	6			さわやか相談員	12
福祉事務所	19			スクールソーシャルワーカー	
保健センター	15			スクールカウンセラー	
保健所	1			他学校関係者	2
養護施設	0			教育相談室	15
市報・パンフレット	7			特別支援教育相談センター	
インターネット・本	100			指導 2 課	0
なんでも子ども・若者相談窓口 (子ども家庭総合センター内)	11			学校配布物	16
他相談機関・その他	68	医療 機関	25	県立精神医療センター	3
不明	41			療育センター	2
				その他医療機関	20
合 計				367	

④ 相談内容

(単位：件)

学校に行けない	42	強迫症状	18
家族の接し方	72	食行動の問題	10
本人の性格・対人関係	14	睡眠の問題	4
発達障害に関する悩み	13	不安が強い	6
奇異な言動	1	イライラしている	1
性の問題	8	落ち込んでいる・抑うつ的	9
医療機関の情報提供	56	情報が欲しい	14
自殺関連	12	話を聴いてほしい	11
ゲーム・携帯・PCの問題	17	問い合わせ	12
身体症状がある	3	その他	32
自傷行為	12		
合 計		367	

⑤ 病態

(単位：件)

精神障害群	4	知的・発達障害 疑い	16
気分障害群	5	摂食障害	3
発達障害	49	問い合わせ・その他	11
知的障害	3	不明	276
合 計		367	

⑥ 処遇

(単位：件)

相談予約・すすめ	38	保健所へ	0
継続電話相談	43	児童相談所へ	7
助言終了	130	警察関係へ	0
主治医へ	18	福祉事務所へ	4
医療機関の案内	60	福祉事務所以外の市役所へ	1
学校へ	9	県立精神医療センターへ	0
教育相談室へ	21	その他の機関へ	4
特別支援教育相談センターへ	2	連絡・報告を受ける	17
各区保健センターへ	2	その他(講演依頼など)	11
合 計			367

(2) 面接・継続相談 (実数 82 件、うち本人面接 44 件)

(単位：件)

面接	636	メール	117
電話	514	手紙	30
訪問	3		
合 計			1,300

(3) コンサルテーション・カンファレンス等

(単位：件)

カンファレンス(来所・出張)※1	8
地域会議(要保護児童対策地域協議会など)への出席	34
研修講師※2	11
合 計	53

※1：第1章 技術支援 2 関係機関に対する技術援助 参照

※2：第2章 人材育成 2 研修実績 (4) 講師派遣依頼による研修 参照

第3章 普及啓発 5 講師派遣依頼等による講演会 参照

3 グループ事業

(1) コッコロn v i l l a g e (子どもグループ)

目 的	学校などの教育機関等へ行くことが難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要と思われる子どもたちを対象に、自宅以外の活動場所や居場所を提供し、子どもたち同士が安全に触れ合い、主体性や自主性を養うことを目的とする。
対 象	当センターで継続的に個別面接を行っており、個別相談担当者とグループ担当者が適当と認め、保護者の同意が得られた(小学4年生から中学3年生の)子ども。
事業概要	計 36 回開催：月曜(当センターで定める日)13 時～16 時 内容：フリープログラム、季節のイベントなど
参加人数	延べ 77 人

(2) ここ cheers～思春期について学び、気づき、つながる会～

(思春期の子どもがいる保護者のための勉強会)

目 的	小学校４年生から高校生（思春期）の子どもたちに生じる共通の悩みを抱える保護者を対象に、思春期の発達課題（発達障害を含む）や子どもへの対応についての講義や、グループワークを通した心理教育的アプローチを行うことにより、参加者の知識を深め、エンパワメントし、家族機能を高めることを目的とする。		
対 象	当センター、若しくは市内相談機関で継続相談されている思春期の子ども（概ね小学４年生～高校生年代）がいる保護者。		
事業概要	年１クール（６回コース開催）、月１回（水曜日）１３時３０分～１５時４５分 内容：講義・グループワーク、スタッフ：心理・精神保健福祉士		
	日 程		内 容 ・ 講 師
	第１回	７月１０日（水）	講義 「思春期のメンタルヘルス（発達障害・精神疾患も含めて）」 「思春期の心理」 講師 医師・心理
	第２回	９月１１日（水）	講義 「子どもと上手に関わるためのポイント①（親子のコミュニケーションを中心に）」 講師 心理
	第３回	１０月９日（水）	講義 「子どもと上手に関わるためのポイント②（発達障害のある子への関わり）」 講師 障害者総合支援センター 発達障害者支援係 主査（心理）諸星 健次 主事（福祉）菊地 義徳
	第４回	１１月１３日（水）	講義 「子どもと上手に関わるためのポイント③（困りごとのある子への関わり、対応）」 講師 特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ 臨床心理士・公認心理師 喜多見 学 氏
	第５回	１月１５日（水）	講義 「子どもと上手に関わるためのポイント④（「境界線」について等）」 講師 心理
	第６回	２月１２日（水）	講義 振り返り＆セルフケア 講師 心理・精神保健福祉士
参加人数	延べ ３１人		

4 子どもの心理教育プログラム

こころまんなかひろば：旧サバイバーキッズプログラム
(機能不全家族の中にいる子ども向け心理教育事業)

目 的	機能不全家族の中にいる子どもに対して、グループワークにより以下の効果を目的とした心理教育を実施する。 ① 機能不全家族について、子どもの発達段階に合わせた形で理解する ② 家族の問題行動について、子どもには責任がないことを理解する ③ 子どもが「ひとりじゃない」と思える ④ 子どもが相談してもよいと思える ⑤ 子どもが自分の感情を大切にしていよいことを学ぶ		
対 象	機能不全家族の中で育つ子ども（小学生～中学生まで）のうち、以下の条件に当てはまる者。 ① 当センター及び関係機関の支援者が継続的に支援を行っている (ただし、行動化の激しい事例、身体及び性的虐待が現在も行われている事例は除く。) ② 子どもの親の治療等が安定している ③ グループワークに参加できる ※児童養護施設、里親等で親から離れた環境で生活をしている子どもを含む		
事業概要	日 程		内 容
	第 1 回	8 月 1 日 (木)	・紙芝居「ボクの冒険のはじまり」 ・勉強会「困りごとの多い家」 「気持ちいろいろ」 「気持ちの水槽づくり」 ・レクリエーション
	第 2 回	12 月 26 日 (木)	・紙芝居「ボクの冒険のはじまり」 ・勉強会「困りごとの多い家」 「気持ちいろいろ」 「プレゼントカード作り」 ・レクリエーション
参加人数	グループワーク参加者 延べ 10 人(子ども 4 人・支援者 6 人)		

5 研修

職員を対象にした研修の他、関係機関等からの依頼に基づき、職員を派遣し研修を行った。

第 2 章 人材育成 2 研修実績 参照

6 普及啓発

パンフレットの作成・配布

思春期精神保健に関する心理教育を目的としたチラシ「境界線ってなに？」を500部、「自分を褒めようリスト」を2,000部増刷した。

作成したチラシは研修等において、庁内及び庁外関係機関に配布するとともに、「自分で褒めようリスト」については、ホームページに掲載した。

第 1 1 章 精神医療審査会に関する事務

1 概要

精神医療審査会は、精神保健福祉法第 1 2 条及び第 5 1 条の 1 2 に基づき設置している機関である。この審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行っている。

(1) 業務内容

① 書類審査

精神科病院の管理者から市（保健所）に届け出または報告される下記の書類について、精神保健福祉法第 3 8 条の 3 第 2 項に基づき当該入院の必要があるかどうか審査を行う。

- ・措置入院決定報告書
- ・医療保護入院者の入院届
- ・医療保護入院者の入院期間更新届
- ・措置入院者及び任意入院者の定期病状報告書

② 退院請求・処遇改善請求に係る審査

精神科病院入院者またはその家族等から退院請求または処遇改善請求があったときに、精神保健福祉法第 3 8 条の 5 第 2 項に基づき当該入院の必要があるかどうかや処遇が適当かどうか審査を行う。

(2) 精神医療審査会の構成

本市精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）、法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）及び精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（保健福祉委員）の計 2 1 名の委員（内 6 名予備委員）で構成されている。

審査案件は、委員 5 名（医療委員 2 名、法律家委員 1 名及び保健福祉委員 1 名以上の員数）をもって構成する合議体で取り扱うこととなっており、本市では 3 合議体を設置している。

2 開催状況

(1) 全体会議

精神医療審査会の運営に関し必要な事項等を協議するため、令和 6 年 7 月に全体会議を開催した。

(2) 合議体

案件の審査のため、合議体を以下のとおり開催した。

第 1 合議体	1 1 回
第 2 合議体	1 2 回
第 3 合議体	1 2 回

3 審査状況

(1) 医療保護入院届・定期病状報告書

(単位：件)

件数・審査結果 届等の内容		審査件数	審査結果内訳			審査中
			現在の入院 形態を継続	他の入院 形態へ移行	入院継続不要	
措置入院決定報告書		132	130	0	0	2
医療保護入院者の入院届		1,059	1,065 (13)	0	0	7
医療保護入院者の入院期間 更新届		445	439	0	0	6
定期病状 報告書	任 意	0	0	0	0	0
	医療保護	21	22 (1)	0	0	0
	措 置	12	11	0	0	1
合 計		1,669	1,667 (14)	0	0	16

※括弧内の件数は令和5年度末に審査中であった案件

※審査件数に令和5年度末に審査中であった案件の件数は含まない

(2) 退院請求・処遇改善請求

(単位：件)

件数・審査結果 請求内容		請 求 件 数	取下げ 等	審 査 件 数	審査結果内訳			審査中
					・現在の入院 形態を継続 ・処遇は適当	・他の入院形 態へ移行 ・処遇は不適当	入院 継続 不要	
退 院 請 求		42	12	29	27	2	0	1
処遇改善請求		11	3	7	6	1		1
合 計		53	15	36	33	3	0	1

第 1 2 章 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院医療)支給の判定に関する事務

1 概要

当センターでは、さいたま市こころの健康センター条例第3条に基づき、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置し、専門的判定を行っている。

(1) 業務内容

判定委員会は、以下の申請に係る判定を行っている。

- ① 障害者総合支援法（平成18年4月1日施行）第52条第1項に基づく、自立支援医療費（精神通院医療）支給
- ② 精神保健福祉法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳

(2) 判定委員会の構成

判定委員会は、市内医療機関等の精神科医（精神保健指定医）9名以内で組織する。

判定案件の審査は合議体で取り扱うこととしており、現在、2合議体を設置している。

2 開催状況

案件の判定のため、合議体を以下のとおり開催した。

第1合議体 12回

第2合議体 12回

3 判定状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳判定状況

(単位: 件)

年 度	1 級	2 級	3 級	非該当	返戻	合計
令和4年度	226	1,729	3,556	32	603	6,146
令和5年度	291	2,141	3,782	26	614	6,854
令和6年度	259	1,910	4,351	23	680	7,223

(2) 自立支援医療費（精神通院医療）支給判定状況

(単位：件)

年 度	承認	不承認	返戻	合計
令和 4 年度	15,346	6	867	16,219
令和 5 年度	14,012	5	726	14,743
令和 6 年度	16,466	8	930	17,404

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療費（精神通院医療）対象者数（参考）

(令和 7 年 3 月 31 日現在／単位：人)

手 帳 所 持 者				自立支援医療費 (精神通院医療) 対象者
1 級	2 級	3 級	合 計	
855	7,850	8,872	17,577	26,835

第13章 こころの健康センター運営協議会

1 概要

こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、精神保健福祉の専門機関たる当センターに求められている地域のニーズの把握と、センター業務の適切かつ効果的な運営を図るため、年に1回開催している。

2 協議会の構成

協議会は、市内医療関係者（医師）4名で構成している。

※ 市職員は事務局として協議会に出席

3 開催状況

（1）令和6年度開催状況

開催日	令和7年3月13日（木）
会 場	子ども家庭総合センター
議 事	① 令和6年度こころの健康センター事業実績報告 ② 今後の運営に関する意見交換

（2）参考：前年度開催状況

開催日	令和6年3月14日（木）
会 場	子ども家庭総合センター
議 事	① 令和5年度こころの健康センター事業実績報告 ② 今後の運営に関する意見交換 ③ その他

Ⅲ 資 料 編

さいたま市こころの健康センター条例

平成14年12月26日

条例第103号

改正 平成18年3月23日条例第12号

平成25年12月26日条例第46号

平成29年12月27日条例第63号

平成30年3月26日条例第23号

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)

第6条第1項に規定する精神保健福祉センターとして、さいたま市こころの健康センター(以下「センター」という。)をさいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号に設置する。

(一部改正〔平成29年条例第63号〕)

(業務)

第2条 センターは、法第6条第2項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(判定委員会の設置等)

第3条 法第6条第2項第4号に定める事項を審査するため、センターに精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会(以下「判定委員会」という。)を置く。

2 判定委員会は、委員9人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 精神障害者の医療に従事する医師

(2) センターの医師

4 判定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

6 判定委員会は、案件の審査に関し複数の合議体を置くことができる。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 前各項に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成18年条例第12号・30年23号〕)

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例第23号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第12条の規定による改正後のさいたま市こころの健康センター条例第3条第3項の規定	交付
略	略

附則（平成29年12月27日条例第63号）

この条例は、平成30年2月13日から施行する。

附則（平成30年3月26日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

さいたま市精神医療審査会運営要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 審査会（第2条—第3条）

第3章 合議体（第4条—第9条）

第4章 退院等の請求（第10条—第17条）

第5章 入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等（第18条—第21条）

第6章 その他（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条に基づくさいたま市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 審査会

（審査会の委員）

第2条 任期途中において、委員に変更があった場合、新たな委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審査会の所掌事項）

第3条 審査会は、次の事項を扱う。

- (1) 法第38条の3第2項及び第38条の5第2項並びに第38条の2第2項の規定による審査を行うこと。
- (2) 法第14条第2項の規定による合議体を構成する委員を定めること。
- (3) 各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を、合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行い、合議体委員の事故等の場合に臨時に合議体を構成するための予備委員としておくこと。
- (4) 審査会の運営に関し必要な事項を定めること。

第3章 合議体

（合議体の設置）

第4条 審査会に、複数の合議体を設置する。

第5条 合議体は、原則としてそれぞれ毎月1回開催するものとする。

2 委員の事故等により、当該合議体の議事を開催することができないと見込まれるときは、他の合議体の委員及び予備委員が出席することができるものとする。

3 合議体の開催については、ウェブ会議システムを活用するなど、審査会委員又は事務局員間において、対面によらない方法を採用することも可能とする。この場合にあっては、セキュリティ対策を講じた上で、さいたま市における個人情報保護条例等の関係規定に基づき適切に運用するものとする。

（合議体の審査）

第6条 個別の案件の審査は、すべて合議体において取り扱う。

2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

3 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体で審査を行う。

4 前項の規定に拘わらず、市長が審査会の審査結果を通知した後、患者等から当該審査のもととなった請求と同様の請求がなされ、かつ市長が再度審査会において審査する必要があると認めたときは、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(合議体の議決)

第7条 合議体の議決は、出席した委員(合議体の長を含む。)の過半数で決する。可否同数の場合は、次回の会議若しくは他の合議体において審査するものとする。

(関係者の排除)

第8条 合議体を構成する委員(以下「委員」という。)が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係わる議事に加わることができない。

(1) 委員が、当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務(非常勤を含む。)している者であるとき。

(2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医(以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医)であるとき。

(3) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

(4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 議事に加わることのできない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。

(1) 前項(1)・(2)については、精神科病院の管理者又は指定医である委員について、あらかじめ所属先(あるいは診察を行っている)精神科病院の名称を申し出てもらい、市においてあらかじめ確認するものとする(合議体別に地域を分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。)

(2) 前項(3)・(4)については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

3 委員は、第1項に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

(審査の非公開)

第9条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第4章 退院等の請求

(退院等の請求の処理)

第10条 請求者は、法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で、弁護士を選任することが困難な場合は、弁護士でない

者を代理人とすることができる。

- 2 退院等の請求は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときは、それを認めるものとする。
- 3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

（合議体での審査等）

第11条 退院等の請求の審査を行う合議体は、法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならない。ただし、当該請求受理以前6ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要性が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の意見聴取については次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 意見聴取は、合議体での審査に先だっておこなう。
 - (2) 意見聴取を行う委員は、原則として2名以上とするよう努めるものとし、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。
 - (3) 当該請求に関する意見聴取は、原則として面接のうえ、行うことが望ましいが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。
 - (4) 合議体は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であっても、次の関係者の意見を聴くことができる。
 - ア 当該患者
 - イ 当該患者の家族等
 - (5) 面接の際に審査を行う委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
 - (6) 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち合いを認めなければならない。
 - (7) 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めることができる。
- 3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 4 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)

第12条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の関係者に対して意見を求めることができる。また、(3)及び(4)の者に対しては、報告を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

(審問)

第13条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の者に対して出頭を命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

(関係者の意見陳述)

第14条 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第12条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りではない。ただし、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(合議体での審査に関するその他の事項)

第15条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であつて弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(市長への結果の通知)

第16条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

- (1) 退院の請求の場合は、通知内容は次によるものとし、理由の要旨を付するものとする。
 - ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。
 - イ 他の入院形態への移行が適当と認められること。
 - ウ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること。
 - エ 入院の継続は適当でないこと。
 - オ 合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと。
- (2) 処遇の改善の請求の場合は、通知内容は次によるものとする。

ア 処遇は適当と認めること。

イ 処遇は適当でないこと、又は合議体が求める処遇を行うべきこと。

- 2 審査会は、前項の審査結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇改善の場合は、市長に対して別途参考意見を述べることができる。

（その他退院等の請求に関して必要な事項）

- 第17条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査会はそれにより審査を終了する。ただし、審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。
- 2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には、現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。
- 3 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち事前資料の準備、第11条、第12条、第13条、及び第14条を省略し、直ちに審査を行うことができる。
- 4 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。
- 6 合議体は、市長から報告を受けた精神科病院に入院中の患者からの電話相談の内容及び対応のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。この場合においては、次の合議体の審査において当該請求を審査することができる。

第5章 入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等

（入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等の審査について）

- 第18条 定期の報告等の審査を行うにあたり、審査会は当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。
- 2 委員による診察及び診療記録その他の書類の提出については、第11条第3項及び第4項の規定を準用する。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取）

- 第19条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の関係者に対して意見を求めることができる。
- (1) 当該患者
 - (2) 病院管理者又は代理人
 - (3) 当該患者の主治医等

2 審査をするにあたり行う審問については、第13条に準じる。

(合議体の審査に関するその他の事項)

第20条 措置入院及び医療保護入院時の届出の審査に当たっては、直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

2 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し、法第38条の6及び第40条の5の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

3 医療保護入院患者の入院期間の更新に関する審査に当たっては、添付されている入院期間更新届及び医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、法第38条の2第2項の規定による任意入院者に係る病状等の報告については、特段の理由なく入院が必要であると判断されていないか確認する。

(審査結果の市長への通知)

第21条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 現在の入院形態での入院が適当と認められること。

(2) 他の入院形態への移行が適当と認められること。

(3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行する事が適当と認められること。

(4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の症状、処遇等について報告を求めることが適当であること。

(5) 入院の継続は適当でないこと

(6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でないこと。

2 前項の通知には、理由の要旨を付するものとする。なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

3 審査の資料及び議事の内容の記録については、少なくとも5年間は保存するものとする。

第6章 その他

(実地指導との連携)

第22条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求、定期の報告並びに入院時及び入院期間の更新に関する届出を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために市の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

(1) 審査会が市の実施する実地指導に同行を求めるのは指定医とし、1精神科病院につき3名以内とする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市こころの健康センター条例（平成14年さいたま市条例第103号）第3条第9号に基づき、さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 判定委員会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とする判定を行う。

2 判定委員会は、判定結果をさいたま市こころの健康センター所長（以下「センター所長」という。）に報告するものとする。

(判定基準)

第3条 判定は、法の規定によるほか、次に掲げる定めにより行う。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発 第1133号厚生省保健医療局長通知）
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）
- (3) 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(合議体)

第4条 案件の判定に関し、判定委員会に2つの合議体を置き、それぞれ第1合議体、第2合議体と称する。

- 2 合議体は、精神保健指定医4人をもって構成する。
- 3 合議体に長を置き、委員の互選により定める。
- 4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 合議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 3 判定対象申請に係る診断書を作成した委員は、当該案件の判定に加わることができない。
- 4 個別の案件の審査に関しては、単一の合議体で扱うものとし、合議体の判定結果をもって判定委員会の判定結果とする。

(庶務)

第6条 判定委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市こころの健康センター（以下「センター」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、センターにさいたま市こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者から市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会の会議は、センター長が招集する。

2 協議会は、特に必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第4条に基づき、自殺未遂者、うつ病患者等を救急医療機関、一般医療機関及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療機関 市内の救急告示医療機関のうち本事業の趣旨に同意し、協力医療機関に登録された医療機関をいう。
- (2) 一般医療機関 市内の精神科以外の医療機関をいう。
- (3) 精神科病院 市内の精神科病院のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科病院をいう。
- (4) 精神科診療所 市内の精神科診療所のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科診療所をいう。
- (5) 行政相談機関 精神保健福祉関連の相談を受けている、保健衛生局保健部こころの健康センター、保健衛生局保健所精神保健課、区役所健康福祉部保健センター等をいう。
- (6) 家族等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に基づく家族等をいう。
- (7) 休日 次に掲げる日をいう。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (8) 平日 前号に規定する休日以外の日をいう。

第2章 病院連携事業

(事業内容)

第3条 救急医療機関で診療を受けた自殺未遂者のうち、治療及び処置が終了又は終了する見込みのある患者であり、精神科受診が必要と考えられる患者について、本人又は、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行うものとする。

2 精神科病院は、救急医療機関から紹介された自殺未遂者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院等による治療を行うものとする。

3 救急医療機関は、本人、家族等の意向等を総合的に判断し、本事業の対象とすることができる。ただし、かかりつけの精神科医療機関がある場合は、かかりつけの精神科医療機関との調整を優先する。

(事業委託)

第4条 市は、前条の事業を精神科病院に委託して実施する。

(輪番体制)

第5条 第3条第2項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制及び入院に必要な病床を確保する

ために精神科病院の輪番体制を組むものとする。

2 前項に必要な病床は、1日あたり1床とする。

(実施時間)

第6条 事業の実施日及び時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、診療受付時間は各精神科病院の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第3章 診療所連携事業

(事業内容)

第7条 一般医療機関を受診したうつ病及びうつ状態の患者のうち、自殺念慮等があり、早急に精神科受診が必要と考えられる患者について、本人の同意により、精神科診療所の紹介を行うものとする。

2 精神科診療所は、一般医療機関から紹介された患者に対して診療を行う。

3 精神科診療所で診療を行った患者のうち、入院が必要と判断された場合は、本人、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行う。

4 精神科病院は、前項の規定に基づき紹介された患者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院による治療を行うものとする。

(事業委託)

第8条 市は、前条の事業を精神科診療所又は精神科病院に委託して実施する。

(輪番体制)

第9条 第7条第2項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制を確保するために精神科診療所の輪番体制を組むものとする。

(輪番診療所調整)

第10条 前条における精神科診療所の輪番体制の調整については、事務局で取りまとめのうえ、実施月の前月20日までに輪番表を作成し、精神科病院及び精神科診療所に周知するものとする。

(実施時間)

第11条 事業の実施日及び時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、診療受入れ時間は、各精神科診療所の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第4章 行政相談機関

(行政相談機関からの紹介)

第12条 行政相談機関は、相談業務を行うにあたり、本事業の利用が適当と判断した場合は、精神科病院及び精神科診療所へ紹介することができるものとする。

第5章 さいたま市自殺対策医療連携事業事務局

(設置場所)

第13条 保健衛生局保健部こころの健康センター内に、さいたま市自殺対策医療連携事業事務局（以下「事務局」という）を置く。

(業務)

第14条 事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関間における対象者紹介に関する連絡調整業務を行う。

2 事務局は、その他、本事業に関する業務を行う。

(自殺対策医療連携専用電話の設置)

第15条 事務局には、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関からの相談及び連絡調整を行うための自殺対策医療連携専用電話（以下、「専用電話」という。）を設置する。

2 専用電話の電話番号は、一般には非公開とし、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関のみに周知するものとする。

（開設時間）

第16条 事務局における相談及び連絡調整時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

（連携）

第17条 事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関との密接な連携を図り、円滑な運営を図るよう努めるものとする。

第6章 さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議

（会議の設置）

第18条 さいたま市自殺対策医療連携事業の円滑な運営及び関係機関の緊密な連携を図るため、「さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議」を設置する。

2 本会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。ただし、当該要綱の事業については、平成22年10月1日から実施するものとする。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市自殺対策医療連携事業（以下「自殺対策医療連携事業」という。）の実施にあたり、関係医療機関が相互に連絡調整を図り、当該事業の円滑な遂行に資するため、さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議又は検討を行う。

- (1) 自殺対策医療連携事業の実施に関する意見及び情報の交換
- (2) 自殺対策医療連携事業の運営に関する連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 連絡調整会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) さいたま市4医師会の代表者
- (2) さいたま市内の救急医療機関の代表者
- (3) さいたま市内の精神科病院の代表者
- (4) さいたま市内の精神科診療所の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長および職務代理者)

第5条 連絡調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 連絡調整会議は、議長が招集する。

2 議長が、議事において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、保健衛生局保健部こころの健康センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後はじめて委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、「平成24年3月31日まで」とする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市こころの電話相談員設置要綱

(設置)

第1条 心の健康に関して、専門的な立場から市民の電話による相談に応じることにより精神保健福祉の増進に資するため、さいたま市こころの健康センターにこころの電話相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 相談員は、心の健康づくり推進事業の実施について（昭和60年6月18日健医発第727号厚生省保健医療局長通知）による心の健康づくり相談事業のうちの電話相談を行う。

(任命)

第4条 相談員は、前条の職務を行うために必要な熱意、識見及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 相談員の任期は、地方公務員法第22条の2第2項の規定に基づき、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定める。

(勤務日数及び勤務時間)

第6条 相談員の勤務日数は、原則として週3日以内とし、勤務日の割振りは、所属長が定める。

2 相談員の勤務時間は、原則として午前9時から午後1時30分又は午後1時00分から午後5時30分までとする。

3 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は、勤務を要しない日とする。

(休暇の種類)

第7条 相談員の休暇については、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）に定めるところによる。

(育児休業)

第8条 相談員の育児休業については、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）及びさいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）に定めるところによる。

(給与)

第9条 相談員の給与については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）に定めるところによる。

(費用弁償)

第10条 相談員が公務のために旅行し、又は通勤のために費用を要したときの費用弁償については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に定めるところによる。

(退職)

第11条 相談員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職し、相談員としての身分を失う。

(1) 任期が満了したとき。

(2) 退職を申し出、その承認を受けたとき。

(3) 死亡したとき。

2 相談員は、前項第2号の規定により退職しようとするときは、退職を希望する日の1月前までに、市長に申し出なければならない。

(社会保険の適用)

第12条 相談員に対する社会保険の適用は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(公務災害の適用)

第13条 相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市ひきこもり対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市ひきこもり相談センターの設置にあたり、情報交換等の地域連携を図り、対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、関係機関からなる、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項について協議又は検討を行う。

- (1) ひきこもり対策に関する意見及び情報の交換
- (2) ひきこもり対策事業に関する連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 連絡協議会の委員は、別表に掲げる団体等から選出された者とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および職務代理者)

第5条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 連絡協議会は、会長が招集する。

2 会長が、議事において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、保健衛生局保健部こころの健康センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後はじめて委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、「平成26年3月31日まで」とする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市ひきこもり対策連絡協議会委員が所属する団体

分類	分類
医療機関	民間相談室 (NPO 法人)
若者・ひきこもり支援機関 (NPO 法人)	発達障害関連機関 (NPO 法人)
ひきこもり支援機関 (NPO 法人)	障害者生活支援施設
サポート高校	就労関連
フリースペース	自立支援ホーム
社会福祉法人	警察

さいたま市リレートサポーター委嘱等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）4条の規定により、リレートサポーターの選考、遵守事項、手当、その他委嘱に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(身分)

第2条 リレートサポーターは、有償ボランティアとする。

(委嘱)

第3条 リレートサポーターは、不登校又はひきこもりなどの状態にある若者の自立支援に対しての深い知識と理解を有し、対象者に心理的配慮のできる者であり、かつ、リレートサポーター養成研修を修了した者のうち、こころの健康センター所長（以下「所長」とする。）が選考し、市長から委嘱を受けた者とする。

2 リレートサポーターの選考を受けようとする者は、所長にリレートサポーター申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及び履歴書を提出しなければならない。

3 所長は、前項に規定する申込みを受けた場合は、面接を実施の上、能力及び適性を判断し、選考を行うものとする。

(任期)

第4条 リレートサポーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(身分証)

第5条 市長は、リレートサポーターを委嘱したときは、リレートサポーター証（様式第2号）（以下「身分証」という。）を交付するものとする。

2 リレートサポーターは、その職務に際しては、常に身分証を携帯し、請求があったときは提示しなければならない。

3 身分証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 リレートサポーターは、その身分を失ったときは、遅滞なく身分証を返却しなければならない。

(名簿)

第6条 所長は、リレートサポーター名簿（様式第3号）を作成し、管理するものとする。

(住所等の変更)

第7条 リレートサポーターは、申込書に記載した氏名、住所及び連絡先に変更があった場合には、速やかに住所等変更届（様式第4号）を所長に提出するものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 リレートサポーターは、その信用を傷つけ、又はリレートサポーター全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第9条 リレートサポーターは、その活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(活動時間)

第10条 リレートサポーターの活動時間は、1回につき3時間程度とする。

（訪問頻度）

第11条 リレートサポーターの訪問頻度は、対象者1人につき月1回から2回程度とする。

（解嘱）

第12条 所長は、リレートサポーターが次に掲げる場合には、必要な審査を行い、これを解嘱することができる。

（1）著しく活動成績が悪い場合

（2）心身の故障等により、活動に支障があり、又はこれに堪えないとき

（3）活動上の義務に違反し、又はリレートサポーターとしてふさわしくない非行のあった場合

（4）解嘱を希望する場合

（5）前3号に掲げるもののほか、事業の目的に合致しないと認めるとき

2 リレートサポーターは、前項第4号に該当する場合には、解嘱を希望する日の1か月前までに所長へリレートサポーター委嘱辞退届（様式第5号）を提出しなければならない。

（活動手当及び活動補助費）

第13条 市長は、リレートサポーターに対し、実施要綱第8条第1項第1号に規定する支援1回につき5,000円（活動場所への移動で生じる交通費を含む。）又は5,500円（活動内容に旅費や食糧費が生じる場合）を活動手当として支給する。なお、同条同項第2号に規定する支援については活動手当を支給しないものとする。

2 市長は、リレートサポーターに対し、スキルアップのための研修会、リレートサポーター同士の交流会への参加1回につき1,000円を活動補助費として支給する。

3 活動手当及び活動補助費は、支援を行った日の属する月の翌月15日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日に支給する。

（事故の補償）

第14条 市長は、リレートサポーターを福祉サービス総合補償に加入させるものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は所長が定める。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、不登校又はひきこもり状態にある本人及びその家族のうち、こころの健康センターで継続相談を行っている者に対し、リレートサポーターが家庭訪問等を行うことにより、本人の社会参加に向けて支援することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体はさいたま市とし、こころの健康センターを実施機関とする。

（対象者）

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という）は、こころの健康センターで継続相談をしている者のうち、不登校又はひきこもり状態である者及びその家族で、リレートサポーターの訪問を希望する者とする。

（リレートサポーター）

第4条 リレートサポーターは市長が委嘱するものとし、リレートサポーターの選考、遵守事項、手当その他委嘱に関し必要な事項は別に定める。

（申込）

第5条 対象者は、担当職員と相談の上、こころの健康センター所長（以下「所長」という。）にリレートサポーター訪問等申込書（様式第1号）を提出するものとする。

（派遣の決定）

第6条 所長は、前条に規定する申込を受けた場合は、所内会議を開催し、担当するリレートサポーターの選定及びその支援内容を協議し、対象者と調整の上、派遣を決定する。

2 所長は、第1項の規定に基づき決定したリレートサポーターの選定及びその支援内容を、支援内容決定通知書（様式第2号）によりリレートサポーターに通知する。

3 所長は、第1項の規定に基づき当該支援を決定した場合は、リレートサポーター訪問等決定通知書（様式第3号）により対象者に通知する。

（派遣の終了）

第7条 リレートサポーターの派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

（1）対象者からリレートサポーター訪問等終了依頼書（様式第4号）の提出があった場合

（2）派遣の必要性が消滅したと所長が認める場合

2 所長は、リレートサポーター訪問終了依頼書が提出された場合には、リレートサポーター訪問等終了通知書（様式第5号）を対象者に、支援終了通知書（様式第6号）によりリレートサポーターに通知する。

（支援内容）

第8条 リレートサポーターは、次に掲げる支援を行う。

（1）対象者の家庭への定期的な訪問及び不登校・ひきこもり状態の本人の外出の同行等

（2）こころの健康センターが実施する事例検討会議等への参加

（支援状況等の報告）

第9条 リレートサポーターは、前条第1項第1号の支援を行ったときは、支援状況報告書（様式第7

号)を作成し、所長に提出するものとする。

- 2 リレートサポーターは、訪問活動中に事故が発生した場合には、速やかに事故報告書(様式第8号)を所長に提出するものとする。

(指導・助言)

第10条 所長は、リレートサポーターに対し、必要に応じて支援状況についての報告を求め、支援に必要な指導を行う。

- 2 所長は、リレートサポーターに対し、必要な知識及び技能を習得させるための機会を提供するものとする。

- 3 こころの健康センター職員は、リレートサポーターに対して第8条に規定する活動に関する必要な指導及び助言を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業実施要綱

（目的）

第1条 さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業（以下、「本事業」という。）は、日常生活において困難が生じている精神障害者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるよう、保健、医療、福祉等の包括的な支援を提供することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体はさいたま市（以下「市」という。）とし、こころの健康センターを事務局とする。

（支援対象者）

第3条 本事業の支援対象者は、市内に居住し、日常生活において困難が生じているが、通常の支援（保健所等による受診勧奨、障害者総合支援法及び介護保険法によるサービス、診療報酬による往診・訪問看護等）では対応が困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者及びその家族等とする。

- (1) 精神科医療の治療中断者
- (2) 精神疾患が疑われる未治療者
- (3) 精神科病院へ入退院を繰り返す者
- (4) 精神疾患による長期入院後の退院者
- (5) ひきこもりの精神障害者
- (6) その他市が必要と認めた者

（支援期間）

第4条 本事業による支援期間は6ヶ月とし、当該期間内に、必要な支援が適切に提供される体制の構築に努める。ただし、事務局が支援期間を延長することが必要と認めた場合には、6ヶ月を超えて支援をすることができる。

（実施方法）

第5条 本事業は、以下のとおり実施する。

(1) 事業対象者の決定

事務局は、区役所や保健所等から把握した情報をもとに初期アセスメントを行い、本事業による支援の対象となる者（以下「事業対象者」とする。）を決定する。

(2) ケア会議の開催

事業対象者及びその家族への個別支援にあたり、以下の内容について協議を行うため、保健、医療、福祉等の関係機関の参画を求めてケア会議を開催する。

ア 支援内容の検討及び個別支援計画の作成

支援目標及び支援内容を協議し、個別支援計画を作成する。

イ 多職種チーム編成

事務局職員及び、保健、医療、福祉等の関係機関の職員（精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、心理職、相談支援専門員等）からなる多職種チームを編成する。

ウ モニタリング及び個別支援計画の見直し

支援が個別支援計画に基づき、適切に実施されているか確認する。また、病状や生活状況の変化

がある場合には、必要に応じて、個別支援計画の見直しを行う。

エ 支援の終了又は延長の協議

支援開始6ヶ月経過時に、本事業での支援の終了又は延長について協議する。

オ その他

個別支援を実施する上で、必要な事項を協議する。

(3) 個別支援の実施

多職種チームは、個別支援計画に基づき、以下の事項を実施する。

ア 訪問支援（アウトリーチ）

事業対象者への病状の診立て、生活状況の確認、生活上の必要な支援、受診勧奨、事業対象者及びその家族等への心理社会的支援等

イ 保健、医療、福祉等サービスの利用支援

事業対象者の医療機関への受診同行、保健、医療、福祉等サービスの利用支援等

ウ 関係機関との連絡調整

支援を実施するにあたり、必要な関係機関との連絡調整等

エ その他

地域生活を継続する上で必要な支援

(4) 事業対象者への評価

多職種チームは、支援開始時と6ヶ月経過時に、事業対象者への評価を行う。なお、支援期間を延長する場合には、延長後、6ヶ月ごとに評価を行う。

(5) 支援の終了又は延長の決定

事務局は、ケア会議における支援の終了又は延長の協議及び事業対象者への評価を考慮し、事業による支援の終了又は延長を決定する。

(6) 事業効果の検証

事務局は、別に定めるところにより、事業の効果等の検証を行うものとする。

（委任）

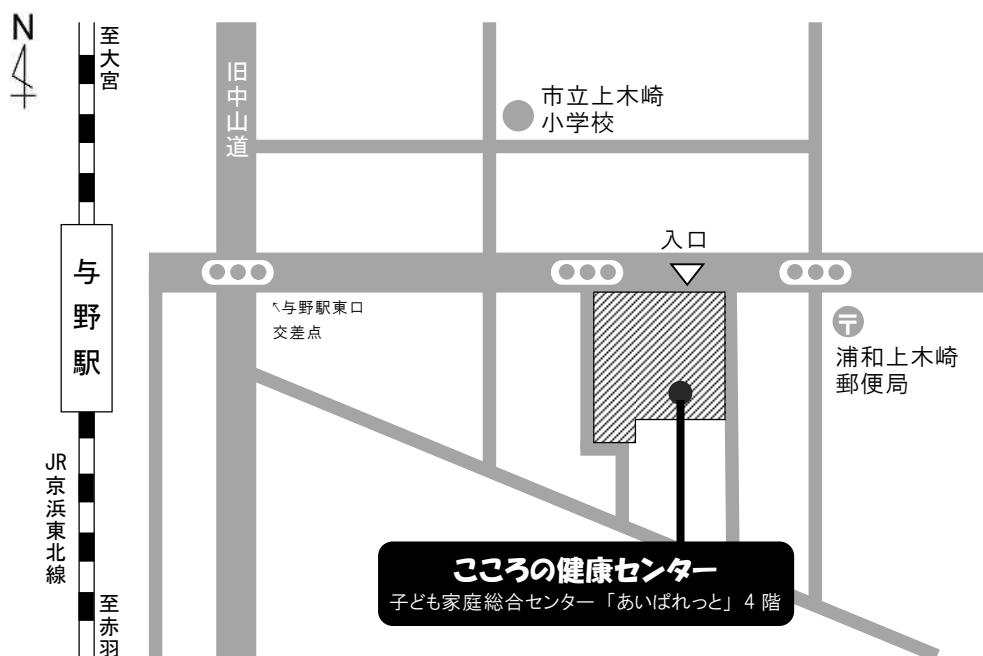
第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市こころの健康センター 案内図



J R 京浜東北線 与野駅東口から徒歩7分

さいたま市こころの健康センター所報 令和6年度

発行者 さいたま市こころの健康センター
〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎 4-4-10
子ども家庭総合センター「あいぱれっと」4階
TEL 048-762-8548
FAX 048-711-8907
発行日 令和7年10月



さいたま市

この冊子は130部作成し、1部当たりの作成費用は、626円(概算)です。